

第 2 次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画
(DV 被害者支援計画・女性の活躍推進計画を含む)
【さざんかプラン】

令和 3 年 3 月

吉野ヶ里町

はじめに



吉野ヶ里町では、平成 23 年 3 月に「吉野ヶ里町男女共同参画基本計画（DV 被害者支援計画を含む）」を策定し、「思いやりのまち 吉野ヶ里町」を基本理念に、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を推進してきました。

少子高齢化の進行による人口減少や家族形態の多様化、グローバル化・デジタル化の進展などに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。今後、持続可能な地域社会の発展のためには、女性の活躍推進や男女ともに仕事と生活の調和がとれた働き方の推進など、より一層男女共同参画の視点に立った施策展開が求められています。

このような状況を踏まえ、これまで推進してきた計画の見直しを行い、さらなる男女共同参画の推進を図るため、「私よし・あなたよし・未来よし」を基本理念に、「第 2 次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画（さざんかプラン）」を策定いたしました。本計画では、「DV 被害者支援計画」及び「女性の活躍推進計画」を盛り込み、一体的に取り組むこととしております。

今後も、町民の皆様をはじめ、事業者、関係機関・団体の皆様とともに、男女共同参画社会の実現を目指し、本計画の着実な推進を図ってまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定委員会の皆様をはじめ、町民意識調査、パブリックコメントなどにご協力いただいた多くの町民の皆様、また、様々な場面でご支援いただいた佐賀県立男女共同参画センター（アバンセ）の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

吉野ヶ里町長 伊東 健吾

〈目次〉

第1章 計画の策定にあたって	1
1.計画策定の趣旨	1
2.計画の位置づけ	4
3.計画の期間	5
4.計画の名称	5
5.計画の策定体制	6
第2章 吉野ヶ里町の男女共同参画をとりまく現状	7
第3章 計画の基本的な考え方	19
1.基本理念	19
2.基本方向・重点目標	20
3.計画の体系	21
第4章 施策の方向性	26
基本方向1 男女共同参画推進のための意識醸成	26
基本方向2 安全・安心に暮らせる社会づくり	36
基本方向3 女性が活躍し、男女が共に参画する社会づくり	49
基本方向4 男女共同参画推進体制の整備・強化	58
第5章 数値目標一覧	61

参考資料	62
------	----

1.吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定委員会 名簿	62
---------------------------	----

2.吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定庁内委員会 名簿	63
-----------------------------	----

3.吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定の経緯	64
------------------------	----

4.用語解説	66
--------	----

第1章 計画の策定にあたって

1.計画策定の趣旨

(1) 本町の男女共同参画をめぐる取組の経緯

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けています。

吉野ヶ里町では、平成 23 年 3 月に吉野ヶ里町男女共同参画基本計画（DV 被害者支援計画を含む）を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して取り組みを進めてきました。

また、平成 30 年 3 月に策定された「第 2 次吉野ヶ里町総合計画」では、「方針 2.みんなでつくるまちづくりー施策 1.協働のまちづくりの推進」の中に男女共同参画の推進が盛り込まれています。

令和 2 年度が「吉野ヶ里町男女共同参画基本計画（DV 被害者支援計画を含む）」の最終年度となることから、「第 2 次吉野ヶ里町総合計画」や関連計画を踏まえて計画を見直しました。

(2) 計画策定の背景

①世界の動き

国際連合が提唱した「国際婦人年」の目標「平等・開発・平和」達成のために、昭和 50 年にメキシコシティで第 1 回目の「国際婦人年世界大会」が開催され、昭和 51 年以後 10 年を「国際婦人の 10 年」と定め、各国政府に対して女性問題への取り組みの推進を求めました。

昭和 54 年「女子差別撤廃条約」、昭和 60 年「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（第 3 回世界女性会議 ナイロビ）が採択され、平成 7 年に北京で開催された第 4 回世界女性会議では、平成 12 年までの女性の地位向上のための世界的な行動指針である「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

平成 12 年にニューヨークの国連本部で開催された「女性 2000 年会議」では、「北京宣言」及び「行動綱領」の実施状況を検討・評価し、「政治宣言」と「更なる行動とイニシアティブに関する文書」（成果文書）が採択されました。

また、平成 17 年、第 49 回婦人の地位委員会では「北京宣言」・「行動綱領」及び「成果文書」を再確認する政治宣言が採択され、女性の自立と地位向上に向けた取り組みを引き続き推進していくことが確認されました。

平成 22 年に、第 54 回婦人の地位委員会がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」と第 23 回国連特別総会「女性 2000 年会議」成果文書の実施状況の評価について宣言及び決議が採択されました。同年、女性に関する 4 つの機関、国連女性基金（UNIFEM）、女性の地位向上部（DAW）、ジェンダー問題と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室（OSAGI）、国際女性調査訓練研修所（UN-INSTRAW）を統合して、新たな機関 UNWomen を設置することを決める決議が国連総会で採択され、平成 23 年正式に発足しました。

平成 24 年の第 56 回婦人の地位委員会と平成 26 年の第 58 回婦人の地位委員会で「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の決議案が採択されました。

平成 27 年、第 59 回国連婦人の地位委員会で、北京宣言及び行動綱領、第 23 回国連特別総会成果文書並びに第 74 回世界女性会議 10 周年及び 15 周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認し、2030 年までに、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け努力するという「宣言」が採択されました。

平成 31 年 3 月、第 63 回国連婦人の地位委員会が国連本部で開催され、世界中から政府官僚や NGO 等の非政府代表が参加し、「ジェンダー平等と女性と少女のエンパワーメントのための社会保護システム、公共サービスならびに持続可能なインフラへのアクセス」を優先テーマに協議等が行われました。

②国の動き

昭和 50 年、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和 52 年に以後 10 年間の我が国の女性問題の課題と施策の方向を明らかにする「国内行動計画」が策定されました。

平成 11 年 6 月に、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられました。翌年 12 月には男女共同参画社会基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、平成 13 年 4 月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号）が制定されるなど、男女平等の実現に向けたさまざまな取り組みが進められてきました。平成 17 年に「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定され、平成 19 年 4 月には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和 47 年法律第 113 号）が改正されました。平成 25 年 7 月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となりました。

平成 27 年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）、平成 30 年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成 30 年法律第 28 号）が公布・施行されました。

令和 2 年度には、第 5 次男女共同参画基本計画が策定され、以下の 11 の項目が柱となっています。

第 5 次男女共同参画基本計画の施策の柱

I あらゆる分野における女性の参画拡大

第 1 分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第 2 分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

第 3 分野 地域における男女共同参画の推進

第 4 分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

第 5 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第 6 分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

第 7 分野 生涯を通じた女性の健康支援

第 8 分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第 9 分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第 10 分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

第 11 分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

③佐賀県の動き

佐賀県においては、平成 13 年 3 月に男女共同参画の推進に関する基本的な計画である「佐賀県男女共同参画基本計画」を策定し、同年 10 月には「佐賀県男女共同参画推進条例」を公布・施行し、男女共同参画社会の実現に向けた総合的かつ計画的な施策を積極的に実施してきました。

平成 18 年 3 月には「佐賀県男女共同参画基本計画」を改定し、同時に「佐賀県 DV 被害者支援基本計画」を策定しました。また、国の「男女共同参画基本計画（第 2 次）」の見直しにあわせて平成 23 年 3 月に「佐賀県男女共同参画基本計画（2011-2015）」を改定しました。

平成 26 年 1 月に「女性の大活躍推進佐賀県会議」が設置され、3 月に「佐賀県 DV 被害者支援基本計画」を改定、性暴力被害者のための相談体制の整備、義務教育における暴力予防教育の推進等を新たに加えました。

平成 28 年 3 月には「第 4 次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定、令和 2 年度には「第 5 次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定しました。

2.計画の位置づけ

吉野ヶ里町男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、吉野ヶ里町の施策の方向と推進のための方策を明らかにしたものです。

計画策定にあたっては、吉野ヶ里町総合計画に基づくとともに、国の男女共同参画基本計画及び佐賀県の男女共同参画基本計画と整合を図っています。

(1) 男女共同参画基本計画

本計画は男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の「当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」であり、吉野ヶ里町における男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施を目的とするものです。

また、策定にあたり、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」及び「第 5 次佐賀県男女共同参画基本計画」を踏まえるとともに、「第 2 次吉野ヶ里町総合計画」や「第 2 次吉野ヶ里町地域福祉計画」等の各種計画との整合を図っています。

(2) DV 被害者支援計画

本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 第 3 項に基づく基本計画としても位置づけ、施策を一体的に推進することとします。

(3) 女性の活躍推進計画

本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項に基づく「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」を包含した計画と位置づけ、施策を一体的に推進することとします。

3.計画の期間

この計画の期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 5 年間とします。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

4.計画の名称

「第 2 次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」は、名称を「さざんかプラン」と名付けています。さざんかは町の木として制定され町民に親しまれており、さざんかの花言葉（困難に打ち克つ、ひたむきさ）にちなんで、男女共同参画の推進において、いろんな困難にぶつかりながらもひたむきに取り組んでいくという意味がこめられています。

5.計画の策定体制

(1)「男女共同参画社会づくりのための吉野ヶ里町民意識調査」の実施

本計画策定に先立ち、町民の男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動、職業生活における男女共同参画の状況、DV の状況等を把握するために、「男女共同参画社会づくりのための吉野ヶ里町民意識調査」を実施しました。

■町民意識調査の実施概要

調査対象	町内在住の満 18 歳以上の男女から無作為抽出した 2,000 人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和 2 年 8 月 27 日～9 月 18 日

■回収結果

調査対象者数		回収数	回収率
総数	2,000 人	747 人	37.35%
年代別	10 歳代	4 人	0.5%
	20 歳代	62 人	8.3%
	30 歳代	112 人	15.0%
	40 歳代	104 人	13.9%
	50 歳代	105 人	14.1%
	60 歳代	149 人	19.9%
	70 歳代	124 人	16.6%
	80 歳代以上	58 人	7.8%

※回収総数には年齢不詳の人が含まれるため、年代別回収数の合計は回収総数と一致しません。

(2) 吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定委員会における審議

本計画の策定にあたり、農業・商工業等事業者、町内企業の代表者、区長会、民生委員・児童委員、人権擁護委員、公的機関関係者や識見を有する者の委員で構成する「吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定委員会」において、必要な事項について審議を行いました。

(3) 吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定庁内委員会における審議

本計画の策定にあたり、吉野ヶ里町の課長級職員で構成する「吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定庁内委員会」において、必要な事項について審議を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

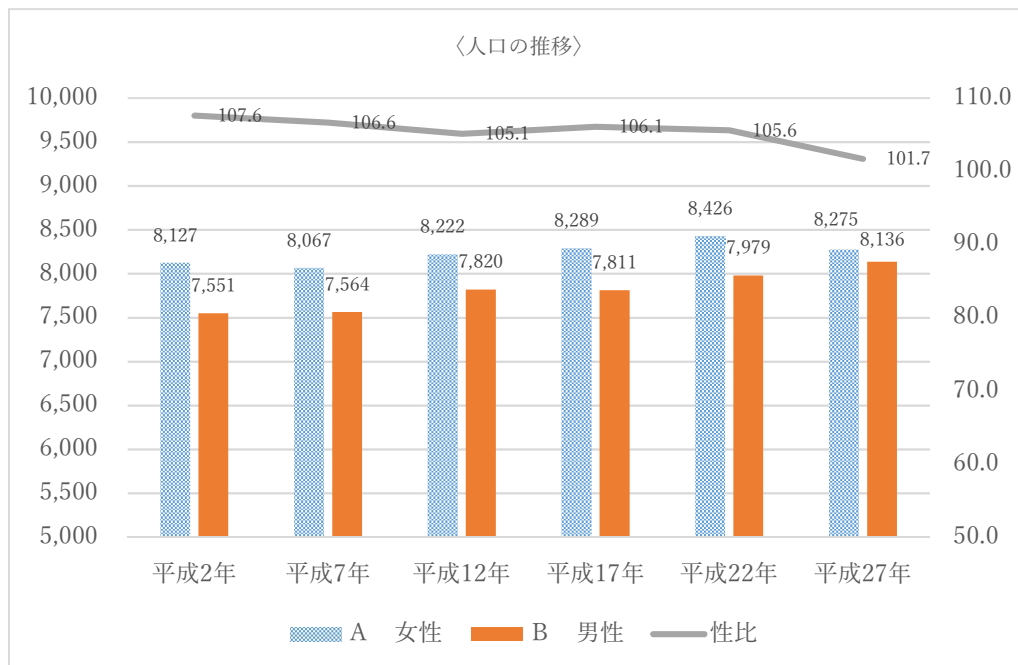
令和 2 年 12 月から令和 3 年 1 月にかけて、計画案を公表し、町民からの意見募集を行いました。

第2章 吉野ヶ里町の男女共同参画をとりまく現状

○人口

◆人口の推移

- ・人口は増加傾向です。平成2年から平成27年までの25年間で、女性人口は148人、男性人口は585人、人口総数は733人の増加です。
- ・性比では、女性の方が多い傾向が続いています。

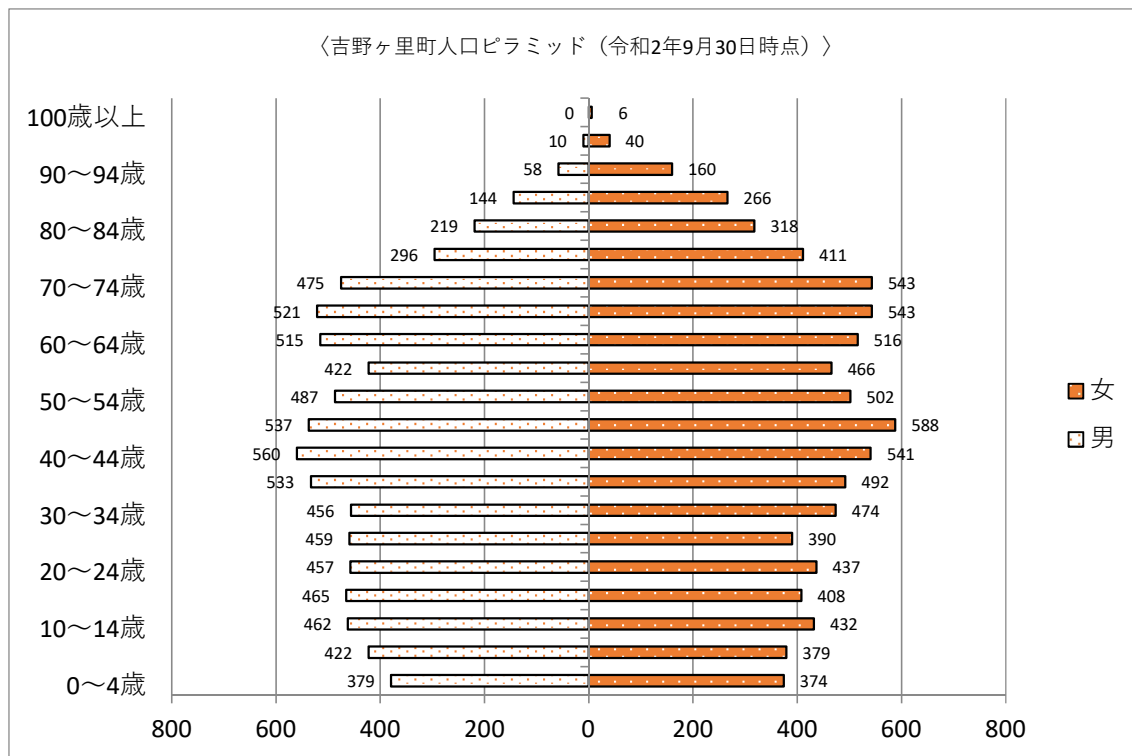


	単位	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口総数	人	15,678	15,631	16,042	16,100	16,405	16,411
A 女性	人	8,127	8,067	8,222	8,289	8,426	8,275
B 男性	人	7,551	7,564	7,820	7,811	7,979	8,136
性比	(A/B)	107.6%	106.6%	105.1%	106.1%	105.6%	101.7%

資料 国勢調査

◆人口ピラミッド

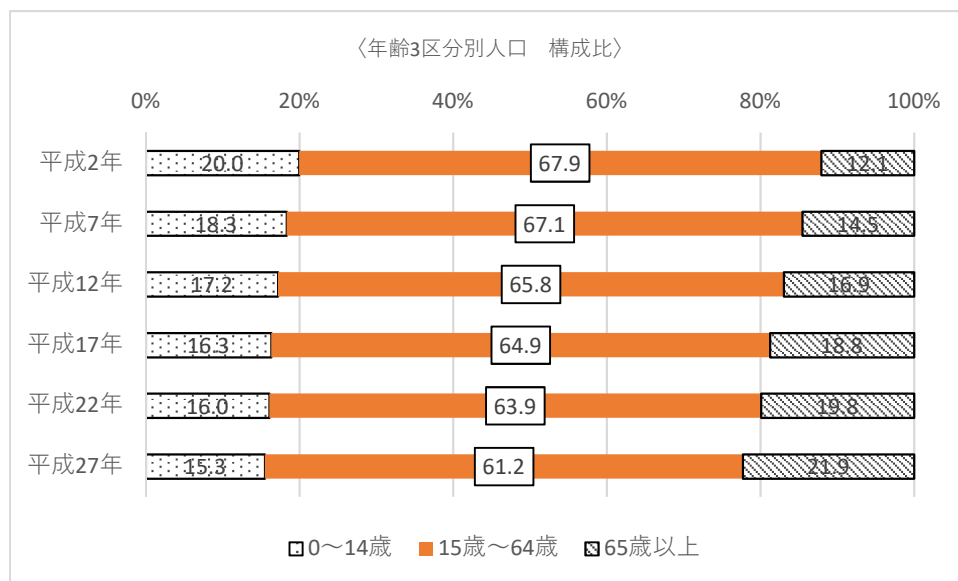
- ・令和 2 年 9 月 30 日現在の人口を男女で比較すると、65 歳以上において女性が男性に比べて特に人口が多くなっています。



資料 令和 2 年吉野ヶ里町人口異動調査（9 月 30 日現在）

◆年齢3区分別人口

- ・年齢3区分別人口では、老年人口（65歳以上）の構成比の増加、年少人口（15歳未満）の構成比の減少が続いており、少子高齢化が進行しています。
- ・佐賀県の年齢構成比と比較すると、本町の方が、年少人口（15歳未満）の割合が高く、老年人口（65歳以上）の割合が低い傾向にあります。



		年齢階層	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
吉野ヶ里町	実数 (人)	0～14歳	3,129	2,868	2,760	2,630	2,628	2,506
		15歳～64歳	10,652	10,492	10,556	10,449	10,479	10,051
		65歳以上	1,897	2,271	2,716	3,021	3,256	3,599
		総人口	15,678	15,631	16,042	16,100	16,405	16,411
	構成比 (%)	0～14歳	20.0	18.3	17.2	16.3	16.0	15.3
		15歳～64歳	67.9	67.1	65.8	64.9	63.9	61.2
		65歳以上	12.1	14.5	16.9	18.8	19.8	21.9
佐賀県	実数 (人)	0～14歳	177,614	160,307	144,028	131,969	123,447	116,122
		15歳～64歳	566,934	566,671	553,351	537,864	515,206	483,019
		65歳以上	132,972	157,329	179,132	196,108	208,096	229,335
		総人口	877,520	884,307	876,511	865,941	849,788	832,832
	構成比 (%)	0～14歳	20.2	18.1	16.4	15.2	14.5	13.9
		15歳～64歳	64.6	64.1	63.1	62.1	60.6	58.0
		65歳以上	15.2	17.8	20.4	22.6	24.5	27.5

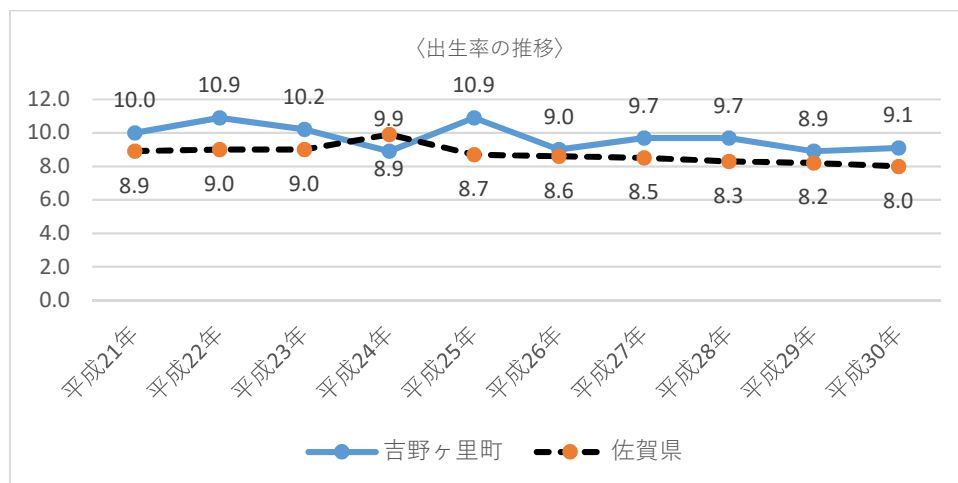
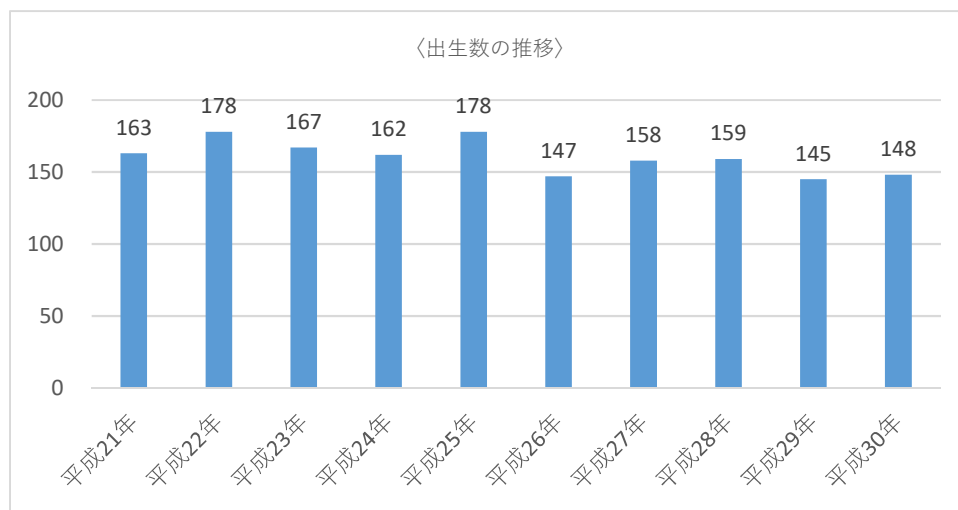
※総人口は年齢不詳を含む。

※総人口に占める各人口の割合合計は、四捨五入の関係で100%とならないところがある。

資料 国勢調査

○出生の動向

- ・出生数は、佐賀県は減少傾向ですが、本町は平成 25 年から平成 26 年にかけて大きく減少し、それ以降は横ばいです。
- ・人口千人に対する出生数（出生率）は、平成 27 年から平成 29 年にかけて減少傾向にあり、平成 30 年は微増です。



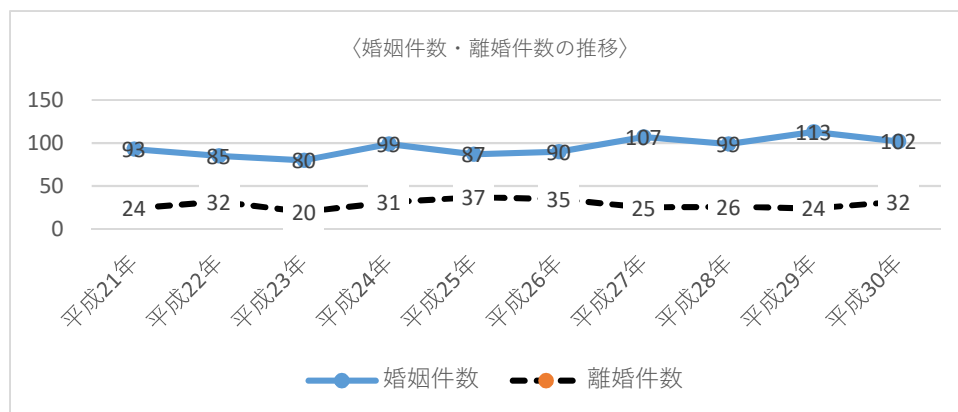
	項目	単位	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
吉野ヶ里町	出生数	人	163	178	167	162	178	147	158	159	145	148
	出生率	人口千人対比	10.0	10.9	10.2	8.9	10.9	9.0	9.7	9.7	8.9	9.1
	人口	人	16,314	16,333	16,374	16,287	16,294	16,305	16,355	16,308	16,227	16,236
佐賀県	出生数	人	7,518	7,640	7,613	7,440	7,276	7,159	7,064	6,811	6,743	6,535
	出生率	人口千人対比	8.9	9.0	9.0	9.9	8.7	8.6	8.5	8.3	8.2	8.0
	人口	人	852,825	849,788	846,922	843,505	839,615	835,016	832,832	828,388	823,620	819,110

資料 人口動態統計

○婚姻の動向

◆婚姻件数・離婚件数

- ・婚姻件数は平成 25 年から平成 27 年にかけて増加、平成 29 年から平成 30 年にかけては減少傾向にあります。離婚件数は平成 23 年から平成 26 年にかけて増加しており、平成 27 年以降は微増です。



	項目	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
吉野ヶ里町	婚姻件数	93	85	80	99	87	90	107	99	113	102
	離婚件数	24	32	20	31	37	35	25	26	24	32
佐賀県	婚姻件数	4,139	4,210	4,015	4,003	3,992	3,928	3,692	3,726	3,639	3,449
	離婚件数	1,489	1,536	1,516	1,471	1,436	1,324	1,354	1,378	1,285	1,280

資料 人口動態統計

◆未婚率（15歳から49歳）

- ・平成 27 年の 15 歳以上の未婚率は、男性 32.3%、女性 23.1%と男性の方が高くなっており、すべての年代で男性の未婚率が女性に比べて高くなっています。
- ・佐賀県と比較して、男女とも 15 歳以上の総数では未婚率が高くなっています。

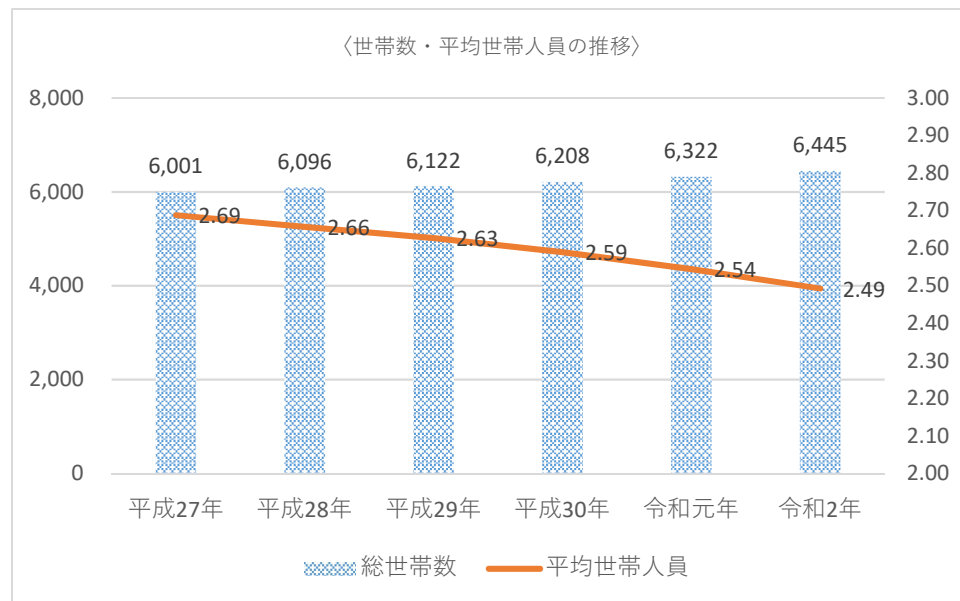
	男性				女性			
	総数	未婚実数	未婚率	未婚率 佐賀県	総数	未婚実数	未婚率	未婚率 佐賀県
15歳以上総数	6685	2105	32.3	29.3	6965	1582	23.1	21.7
15～19歳	431	429	100.0	99.6	408	402	99.3	99.3
20～24歳	455	412	91.4	92.3	368	326	90.3	88.7
25～29歳	504	359	72.7	67.5	457	265	58.5	58.7
30～34歳	539	225	42.8	43.4	480	126	26.7	33.3
35～39歳	545	159	29.6	32.3	526	107	20.7	22.8
40～44歳	544	138	26.1	27.2	580	111	19.4	18.2
45～49歳	533	116	22.4	24.6	529	88	16.8	15.0

資料 平成 27 年国勢調査

○世帯の動向

◆世帯数・平均世帯人員

- ・平成 27 年から令和 2 年にかけて、総世帯数は増加していますが、平均世帯人員は減少しています。

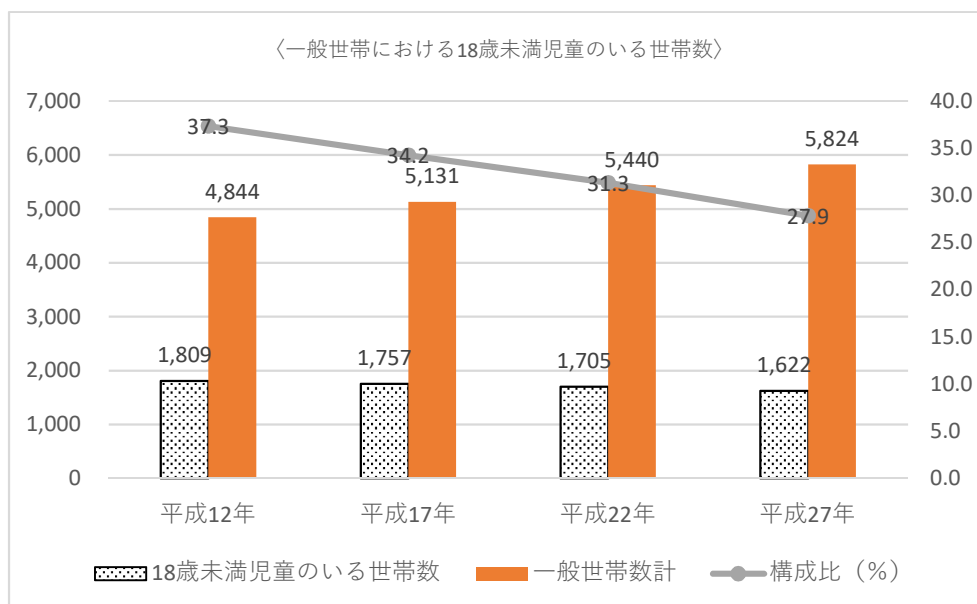


	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総世帯数	世帯	6,001	6,096	6,122	6,208	6,322	6,445
人口	人	16,131	16,197	16,085	16,076	16,085	16,065
平均世帯人員	(人/世帯)	2.69	2.66	2.63	2.59	2.54	2.49

資料 住民基本台帳（3月末現在）

◆一般世帯における 18 歳未満児童の割合

- ・平成 12 年から平成 27 年にかけて、18 歳未満児童のいる世帯数の割合は減少傾向にあります。
- ・佐賀県と比較すると、18 歳未満児童のいる世帯の割合は高くなっています。

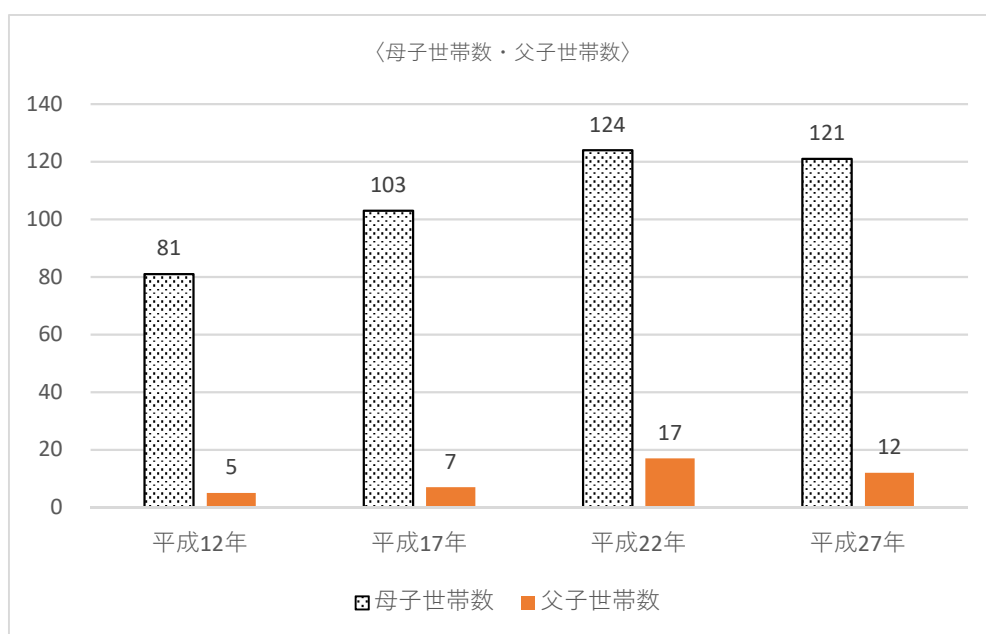


	家族構成	実数 (戸)				構成比 (%)			
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
吉野ヶ里町	18歳未満児童のいる世帯数	1,809	1,757	1,705	1,622	37.3	34.2	31.3	27.9
	一般世帯数計	4,844	5,131	5,440	5,824	100	100	100	100
佐賀県	18歳未満児童のいる世帯数	94,642	87,434	81,980	77,245	34.1	30.5	27.9	25.7
	一般世帯数計	277,606	286,239	294,120	301,009	100	100	100	100

資料 国勢調査

◆母子世帯・父子世帯数

- ・平成12年、平成17年、平成22年、平成27年のすべての年で母子世帯が父子世帯に比べて多くなっています。
- ・平成12年から平成22年までは、母子世帯数、父子世帯数ともに増加しています。



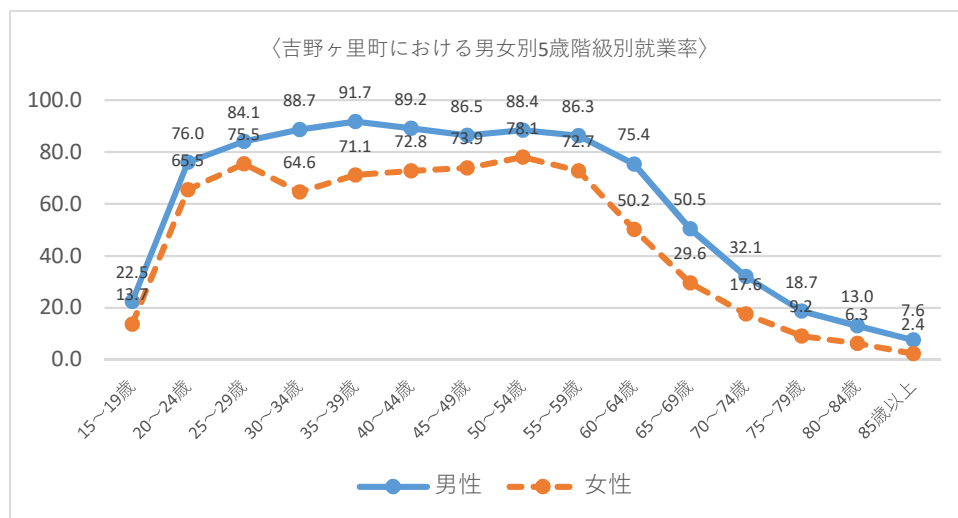
	家族構成	実数 (戸)				構成比 (%)			
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
吉野ヶ里町	母子世帯数	81	103	124	121	1.7	2.0	2.3	2.1
	父子世帯数	5	7	17	12	0.1	0.1	0.3	0.2
	一般世帯数計	4,844	5,131	5,440	5,824	100	100	100	100
佐賀県	母子世帯数	4,482	5,182	5,480	5,518	1.6	1.8	1.9	1.8
	父子世帯数	491	520	517	521	0.2	0.2	0.2	0.2
	一般世帯数計	277,606	286,236	294,120	301,009	100	100	100	100

資料 国勢調査

○女性の就労状況

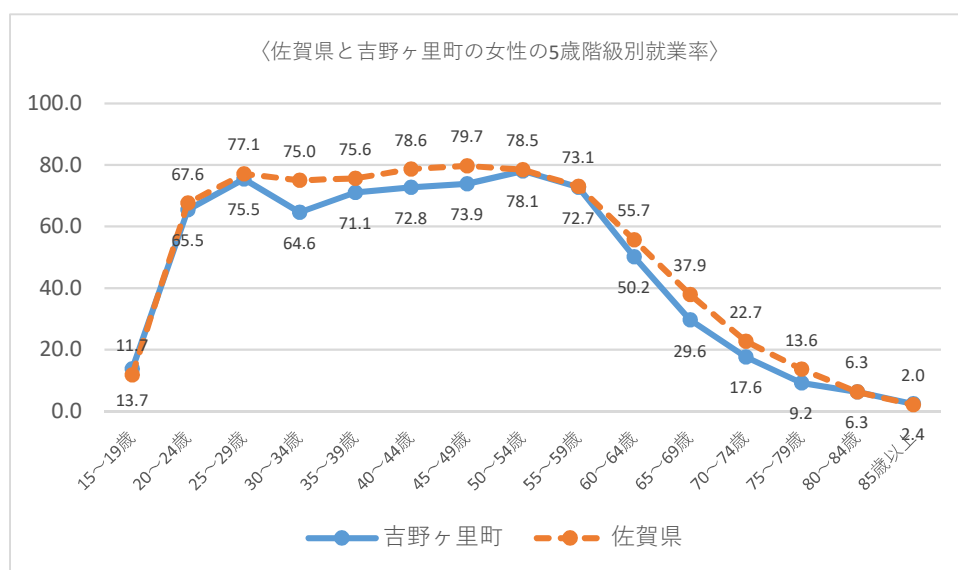
◆吉野ヶ里町における男女別5歳階級別就業率

- ・15歳以上のすべての年齢層において、女性の就業率は男性に比べて低くなっています。
- ・女性の結婚、出産、育児が多くなっていると思われる25歳から54歳にかけて、就業率のグラフが谷になっており、いわゆるM字カーブを描いています。



◆佐賀県と吉野ヶ里町の女性の5歳階級別就業率

- ・佐賀県の15歳以上の女性の就業率と比べると、本町の女性の方がM字カーブの谷が深くなっており、就業率が低くなっています。



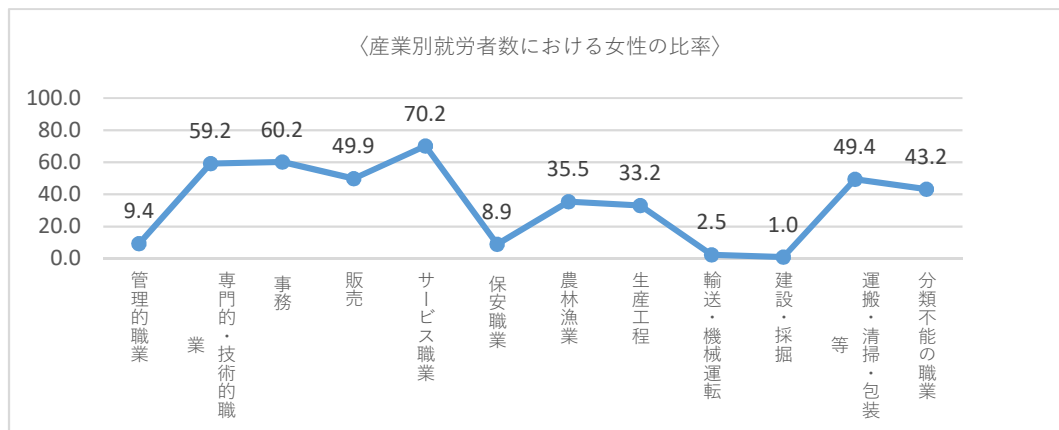
(単位：人、%)

	吉野ヶ里町						佐賀県		
	男性			女性			女性		
	人口	就業者数	就業率	人口	就業者数	就業率	人口	就業者数	就業率
15歳以上総数	6,685	4,585	68.6	6,965	3,482	50.0	381,197	190,371	49.9
15～19歳	431	97	22.5	408	56	13.7	20,804	2,441	11.7
20～24歳	455	346	76.0	368	241	65.5	18,047	12,199	67.6
25～29歳	504	424	84.1	457	345	75.5	19,781	15,254	77.1
30～34歳	539	478	88.7	480	310	64.6	22,967	17,232	75.0
35～39歳	545	500	91.7	526	374	71.1	25,403	19,213	75.6
40～44歳	544	485	89.2	580	422	72.8	27,091	21,301	78.6
45～49歳	533	461	86.5	529	391	73.9	25,257	20,137	79.7
50～54歳	483	427	88.4	483	377	78.1	25,878	20,319	78.5
55～59歳	555	479	86.3	524	381	72.7	28,372	20,735	73.1
60～64歳	553	417	75.4	554	278	50.2	32,574	18,133	55.7
65～69歳	521	263	50.5	557	165	29.6	32,273	12,233	37.9
70～74歳	358	115	32.1	449	79	17.6	25,654	5,816	22.7
75～79歳	278	52	18.7	360	33	9.2	24,193	3,299	13.6
80～84歳	215	28	13.0	351	22	6.3	23,032	1,448	6.3
85歳以上	171	13	7.6	339	8	2.4	29,871	611	2.0

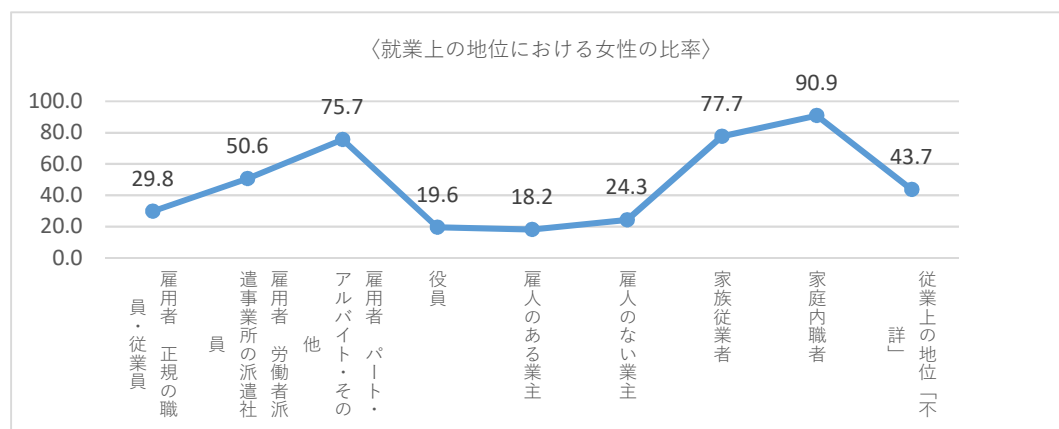
資料 平成 27 年国勢調査

◆職業別就業者数、就業上の地位における女性比率

- ・産業別就労者数をみると、管理的職業、保安職業、輸送・機械運転、建設・採掘において特に女性の割合が低くなっています。
- ・就業上の地位をみると、雇用者（パート・アルバイト・その他）、家族従業者、家庭内職者における女性の割合が高くなっています。



	総数	管理的職業	専門的・技術的職業	事務	販売	サービス職業	保安職業	農林漁業	生産工程	輸送・機械運転	建設・採掘	運搬・清掃・包装等	分類不能の職業
全体 (人)	8067	117	1072	1373	704	858	717	380	1420	322	312	549	243
女性 (人)	3482	11	635	826	351	602	64	135	471	8	3	271	105
女性構成比 (%)	43.2	9.4	59.2	60.2	49.9	70.2	8.9	35.5	33.2	2.5	1.0	49.4	43.2



	総数	雇用者				役員	雇人のある業主	雇人のない業主	家族従業者	家庭内職者	従業上の地位「不詳」
		総数	正規の職員・従業員	労働者派遣事業所の派遣社員	パート・アルバイト・その他						
全体 (人)	8,067	6,756	4,550	160	2,046	204	121	482	264	11	229
女性 (人)	3,482	2,988	1,358	81	1,549	40	22	117	205	10	100
女性構成比 (%)	43.2	44.2	29.8	50.6	75.7	19.6	18.2	24.3	77.7	90.9	43.7

資料 平成 27 年国勢調査

○女性の方針決定の場への参画

- ・町長、区長、議員に、現在女性はいません。副町長のみ女性です。
- ・審議会・委員会等への女性の登用率は、吉野ヶ里町が「吉野ヶ里町男女共同参画基本計画（平成23年度～令和2年度）」に掲げた目標である40%と比較して低い割合となっています。
- ・町における管理職は、現在16人のうち女性は2人です。

◆首長、自治会長（区長）、議員の状況（令和2年4月1日現在）

	女性（人）	男性（人）
町長	0	1
副町長	1	0
自治会長	0	39
議員	0	12

◆審議会等における女性委員の割合（令和2年4月1日現在）

（※地方自治法第202条の3に基づく審議会等及び地方自治法第180条の5に基づく委員会等の女性の登用状況）

	審議会等数 （※）	うち女性委員 のいる審議会	委員総数 （人）	うち女性委員 数（人）	女性比率 （％）
令和2年	12	9	100	22	22.0

◆吉野ヶ里町における女性の職員数と管理職（課長級以上）の状況（4月1日現在）

	職員総数 （人）	うち女性職員 数（人）	女性比率 （％）	管理職総数 （人）	うち女性管理 職数（人）	管理職女性比 率（％）
平成28年	143	53	37.1	21	3	14.3
平成29年	149	57	38.3	19	3	15.8
平成30年	146	58	39.7	19	3	15.8
平成31年	149	56	37.6	19	3	15.8
令和2年	149	57	38.3	16	2	12.5

第3章 計画の基本的な考え方

1.基本理念

吉野ヶ里町男女共同参画基本計画（DV 被害者支援計画を含む）（平成 23 年 3 月）では、下記の基本理念を掲げ計画を推進してきました。

計画の基本理念（吉野ヶ里町男女共同参画基本計画／平成 23 年 3 月）

「思いやりのまち」吉野ヶ里町

男性も女性も、吉野ヶ里町のすべての人が、お互いを思いやる心を持ち、協力することで、男女共同参画社会を実現します。

計画の見直しにあたっては、下記の計画の見直し方針を踏まえ、「吉野ヶ里町男女共同参画基本計画（DV 被害者支援計画・女性の活躍推進計画を含む）」の基本理念を検討しました。

計画の見直し方針

- ①新たに「女性の活躍推進計画」を内包した計画を策定する。
- ②男女共同参画基本計画・DV 被害者支援計画・女性の活躍推進計画を一体のものとして計画体系を再構築する。
- ③「第 5 次男女共同参画基本計画」及び「第 5 次佐賀県男女共同参画基本計画」と整合を図る。

第 1 次計画に掲げられた基本理念の考え方を継承しつつも、3 計画共通の基本理念として通用するよう配慮し、計画を推進していきます。

計画の基本理念

「私よし・あなたよし・未来よし」

国の第 5 次男女共同参画基本計画で、目指すべき社会として「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」と掲げられているように、町民一人ひとりが自分を認め、他者を認めて、いきいきと生きられる持続可能な社会を目指します。

2.基本方向・重点目標

本計画では、基本理念の実現に向けて以下の 4 つの基本方向を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

■基本方向

基本方向 1 男女共同参画推進のための意識醸成

基本方向 2 安全・安心に暮らせる社会づくり

基本方向 3 女性が活躍し、男女が共に参画する社会づくり

基本方向 4 男女共同参画推進体制の整備・強化

■重点目標

基本方向 1 男女共同参画推進のための意識醸成

重点目標 1 男女共同参画についての意識啓発

重点目標 2 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実

重点目標 3 家庭における男女共同参画の推進

重点目標 4 地域における男女共同参画の推進

基本方向 2 安全・安心に暮らせる社会づくり

重点目標 1 男女間のあらゆる暴力の根絶【DV 被害者支援計画】

重点目標 2 生涯を通じた男女の健康支援

重点目標 3 生活に困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境づくり

重点目標 4 防災・災害対策における男女共同参画の推進

(女性視点を反映させた防災力向上)

基本方向 3 女性が活躍し、男女が共に参画する社会づくり

重点目標 1 女性の活躍推進と男女の意識改革・行動変革【女性の活躍推進計画】

重点目標 2 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

重点目標 3 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

基本方向 4 男女共同参画推進体制の整備・強化

重点目標 1 推進体制の整備

重点目標 2 計画の進行管理

3.計画の体系

基本方向	重点目標	施策
1 男女共同参画推進のための意識醸成	1.男女共同参画についての意識啓発	1 広報・啓発活動の推進
		2 男女共同参画に関する講座等の開催
		3 男女共同参画に関する図書等の展示、紹介
		4 庁内における情報提供・啓発の推進
		5 町職員への研修の充実
		6 固定的性別役割分担意識等の男女双方の意識改革
	2.男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実	1 幼児期における男女共同参画意識の醸成
		2 学校教育における男女共同参画の推進
		3 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育等の推進
		4 教育関係者や保護者への男女共同参画教育と意識啓発の推進
		5 社会教育における男女共同参画の推進
		6 男女共同参画の視点を踏まえた生涯学習や能力開発の推進
		7 性的少数者に対する理解の促進
		再 固定的性別役割分担意識等の男女双方の意識改革
	3.家庭における男女共同参画の推進	1 家庭生活への男性の参加を促すための啓発
		2 男性のための料理・介護など実践講座の実施
		3 男女共同参画に向けた講演会など情報提供の推進
		4 父親の子育ての推進
		5 男性の家事・子育て・介護等への参画推進
		再 固定的性別役割分担意識等の男女双方の意識改革
	4.地域における男女共同参画の推進	1 男女ともに活躍できる地域づくりに向けた取り組み
		2 地域の方針決定における女性の意識啓発
		3 地域活動に参画しやすい環境づくり
		4 企業等への啓発
		再 固定的性別役割分担意識等の男女双方の意識改革

基本方向	重点目標	施策
2 安全・安心に暮らせる社会づくり	1.男女間のあらゆる暴力の根絶 【DV被害者支援計画】	①男女間のあらゆる暴力の根絶
		1 あらゆる暴力・虐待の根絶のための啓発
		2 女性相談窓口の設置及び相談窓口の周知
		3 被害者の自立支援
		②子どもや若年層に対する取組
		1 子どもや若年層に対する性暴力被害に関する教育の推進
		2 若い世代に対するDV防止教育の推進
		3 児童虐待防止対策の推進
		4 子どもの人権についての啓発の充実
		5 子育てに関する相談支援
		③啓発・教育による暴力を容認しない社会づくり
		1 町の広報誌による相談機関の掲載・広報活動
		2 暴力の当事者とならないための教育の推進
		3 社会教育の場でのDV防止教育の推進
		4 町職員に対する意識・啓発の実施
		5 コロナ禍におけるDV防止の啓発
		④DV被害の通報及び被害者の相談体制づくり
		1 DV被害の通報体制の整備
		2 広報誌、ホームページ等による広報活動
		3 被害者の相談体制の充実
		4 多様な被害者への配慮
		5 庁舎内の連携
		⑤保護・自立における支援体制
		1 県の配偶者暴力相談支援センター等との連携
		2 一時的な避難場所の確保
		3 生活再建へ向けた支援の実施
		⑥被害者の安全・安心に配慮した支援体制
		1 「ワンストップサービス方式」の導入
		2 住民基本台帳の閲覧制限
		3 継続的な支援体制の整備
		4 自立のための心とからだのケアの充実
		5 苦情処理の対応
		6 町職員に対する定期的な研修の実施
		7 「佐賀県DV被害者対応マニュアル」「県内共通相談シート」等の活用
		8 転出先の市町村との連携
		9 学校、保育園等の関係者への研修
		10 医師会及び医療機関通報体制の整備

基本方向	重点目標	施策
2 安全・安心に暮らせる社会づくり	1.男女間のあらゆる暴力の根絶 【DV被害者支援計画】	11 警察への通報体制の整備と情報管理
		12 妊産婦・乳幼児等の被害者の健康づくりに関する支援
		13 子どもの就学・保育等の受入体制の整備
	2.生涯を通じた男女の健康支援	1 生涯にわたる健康の保持・増進
		2 学校教育における性教育の推進
		3 若年層に対する健康教育の推進
		4 更年期における包括的支援の推進
		5 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する講座・学習会の開催
		6 妊娠・出産・子育て期における女性の支援体制の充実（子育て包括支援センター）
		7 各種検診の受診促進
		8 性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策
		9 健康教育と健康相談の実施
		10 食生活の改善による健康の支援
		11 スポーツによる健康づくりの支援
	3.生活に困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境づくり	1 相談業務の周知
		2 ひとり親家庭等への経済的支援
		3 ひとり親家庭等への家事や保育サービスの提供
		4 高齢者が安心して生活できる環境づくり
		5 高齢者や障がいのある人等、誰もが安全に利用できる施設の整備促進
		6 障がい者が自立して生活できる環境の整備促進
		7 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
		8 外国人が安心して生活できる環境づくり
		9 就業等の自立支援
		10 国際規範・基準の浸透
		11 多様性を尊重する意識醸成
	4.防災・災害対策における男女共同参画の推進（女性視点を反映させた防災力向上）	1 防災分野における政策・方針決定過程等に女性の参画の拡大
		2 防災対策、避難所運営、相談支援などに女性の視点の確保
		3 男女のニーズの違いを踏まえた災害対応に関する職員の理解促進
		4 男女のニーズの違いに配慮した物資の備蓄
		5 町民に対する備蓄の必要性の周知徹底
		6 男女のニーズの違いを踏まえた災害対応についての啓発
		7 防災訓練の定期的な実施
		8 自主防災組織における女性リーダーの育成
		9 女性消防団員が能力を発揮できる環境の整備
		10 「防災・復興ガイドライン」の活用

基本方向	重点目標	施策
3 女性が活躍し、男女が共に参画する社会づくり	1.女性の活躍推進と男女の意識改革・行動変革 【女性の活躍推進計画】	1 女性リーダーの育成
		2 町職員研修会の実施
		3 女性職員の登用促進
		4 男女共同参画推進市民団体の育成・支援
		5 積極的に参画できる環境づくり
		6 女性の就労・能力開発のための支援
		7 「家族経営協定」締結等の推進
		8 起業・創業者に対する支援
		9 新たな世代の商業者に対する支援
		10 意欲ある女性職員の積極的な登用推進
		11 各種ハラスメント対策の推進
		再 固定的性別役割分担意識等の男女双方の意識改革
		再 男性の家事・子育て・介護等への参画促進
		再 自主防災組織における女性リーダーの育成
	2.政策・方針決定過程への女性の参画の推進	1 審議会委員の登用率の向上
		2 農林業及び商工業など自営業における女性参画の推進
		3 地域への女性参画の推進
		再 固定的性別役割分担意識等の男女双方の意識改革
		再 防災分野における政策・方針決定過程等に女性の参画の拡大
	3.仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり	①家庭生活に関する支援
		1 子育て支援事業等を活用した子育て支援の充実
		2 放課後児童対策（学童保育）の実施
		3 既存事業の活用と男性の参画促進
		4 男性の育児休業取得に関する制度や情報の提供
		5 地域包括支援センターを活用した介護支援の充実
		②仕事に関する支援
		1 企業への情報の提供など啓発活動
		2 労働条件改善のための環境整備の促進
		3 職場における暴力の根絶
		4 コロナ禍において多様化する働き方に関する情報提供
		再 女性の就労・能力開発のための支援
		③仕事と家庭・地域生活全般に係る支援
		1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
		再 固定的性別役割分担意識等の男女双方の意識改革
		再 地域への女性参画の推進

基本方向	重点目標	施策
4 男女共同参画 推進体制の整備・強化	1.推進体制の整備	1 庁内各課の役割の強化
		2 男女共同参画推進員の設置
		3 庁内各課の連携
		4 各種団体との連携
		5 国・県・関係機関との連携
	2.計画の進行管理	1 計画の周知
		2 進行管理・見直し
		3 進捗管理のための会議の設置
		4 庁内委員会の設置

第4章 施策の方向性

基本方向1 男女共同参画推進のための意識醸成

重点目標1 男女共同参画についての意識啓発

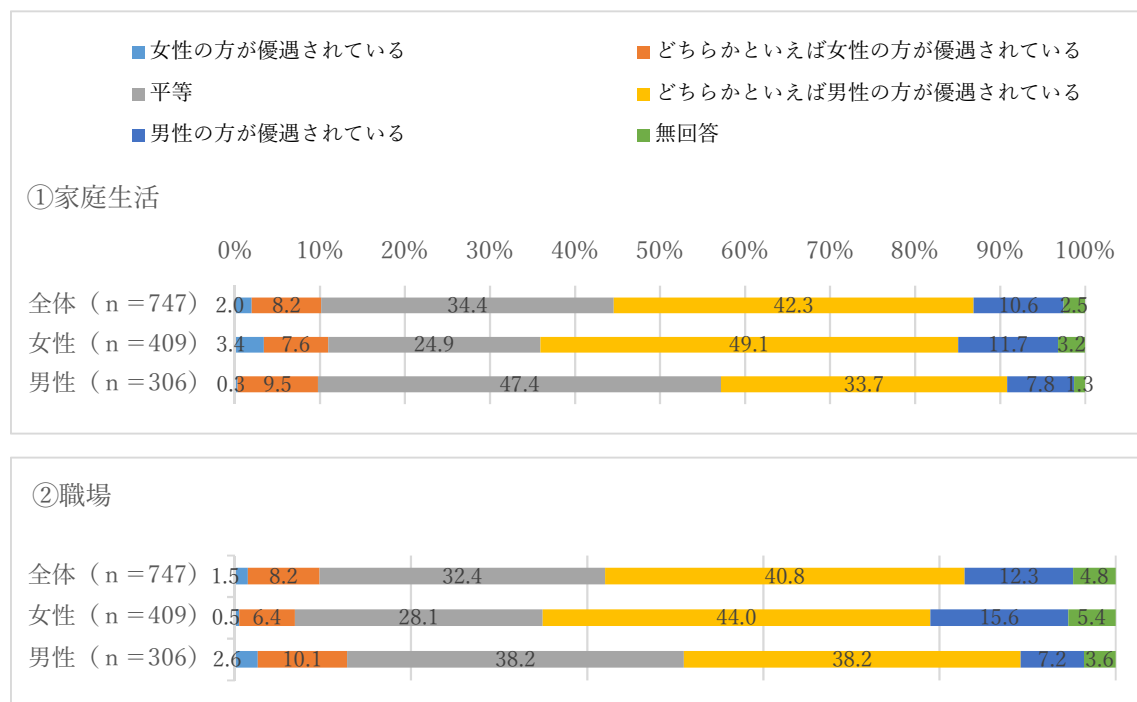
〔現状と課題〕

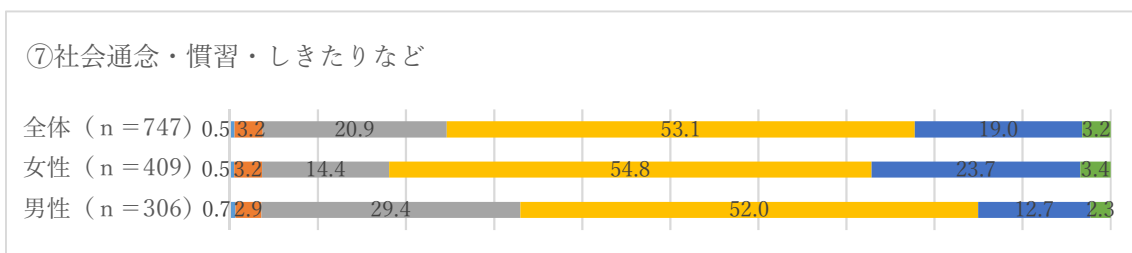
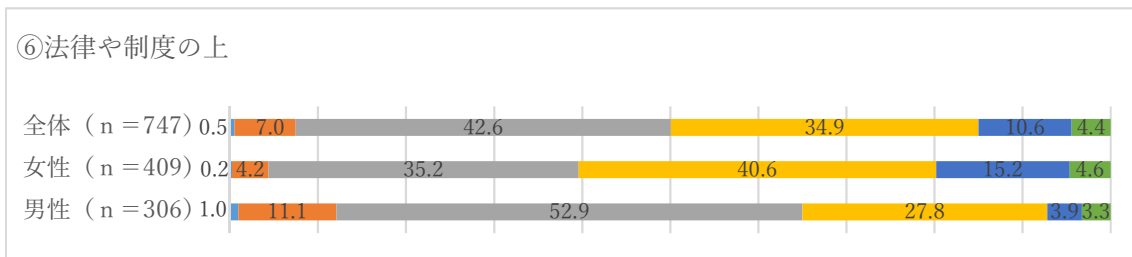
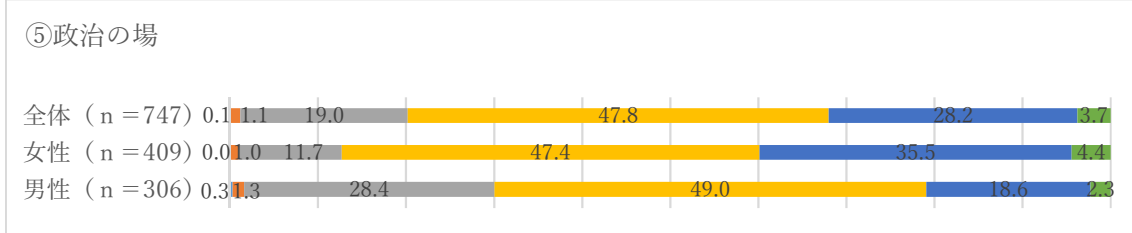
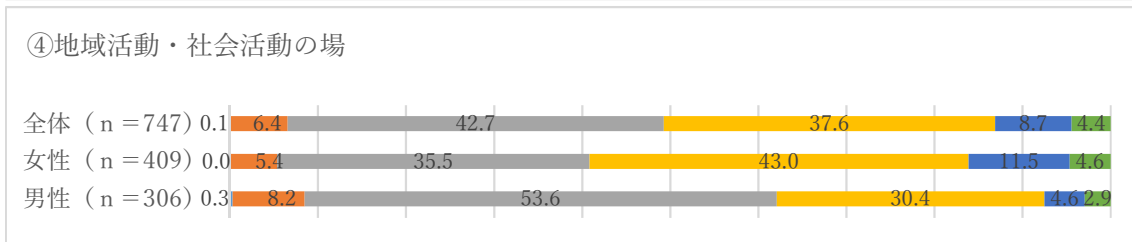
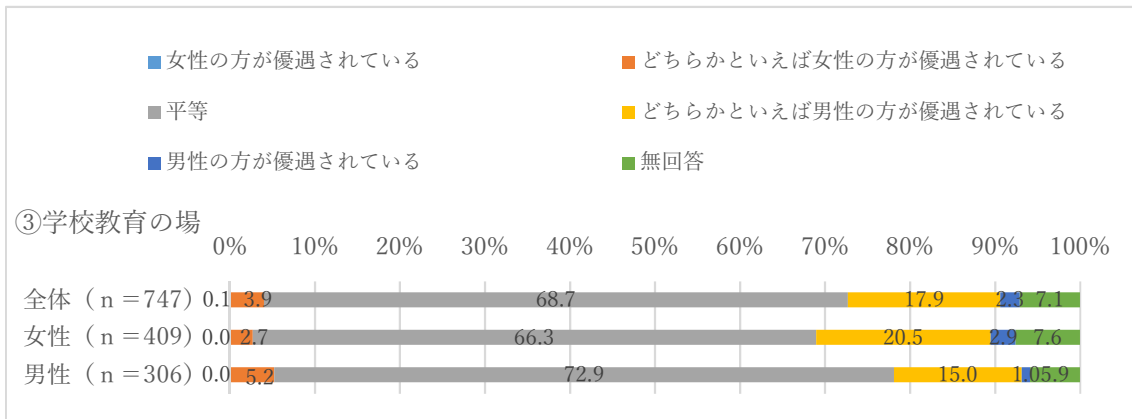
男女共同参画を推進するにあたり、町民一人ひとりの意識を育むことはその基礎となり最も重要です。

これまで吉野ヶ里町では、町の広報媒体（広報誌やホームページ）やパンフレット等を活用し、様々な機会において啓発に努めてきました。

しかし、調査結果を見ると「平等」であるとの回答割合が最も高かった「学校教育の場」では68.7%となったものの、「女性優遇（計）」（「女性の方が優遇されている」＋「どちらかといえば女性の方が優遇されている」）の割合は「家庭生活」が最も高いが10.2%と1割ほどです。依然として性別による固定的役割分担意識が残っており、いまだに男女共同参画意識が浸透していない状況がうかがえます。身近な問題として意識づけが行えるよう、あらゆる場や機会において積極的に意識啓発に取り組む必要があります。

各分野での男女の地位の平等感





[今後の取り組み]

No.	施策	内容	所管課
1	広報・啓発活動の推進	男女共同参画に関する情報を収集し、町の広報媒体（広報誌、ホームページ）等を活用した町民や企業・各種団体等へ男女共同参画の視点に立った広報・啓発を行います。また、男女の役割の固定化や不平等につながる表現等に十分配慮し、男女平等・人権尊重の視点に立った表現に努めます。	財政協働課
2	男女共同参画に関する講座等の開催	男女共同参画に関する講座等を開催し、人権尊重や男女共同参画に関する周知・啓発や町民の意識醸成を図ります。	財政協働課 社会教育課
3	男女共同参画に関する図書等の展示、紹介	男女共同参画を推進する図書等を展示、紹介し、町民に男女共同参画社会の実現のための啓発を行います。	財政協働課 社会教育課
4	庁内における情報提供・啓発の推進	町職員が男女共同参画についての意識・理解を深め、積極的に取り組めるよう、庁内における情報提供や啓発の充実に努めます。	財政協働課
5	町職員への研修の充実	県などが実施する研修を通じて町職員や町議会議員などの各関係者の男女共同参画に関する意識の向上を図ります。	財政協働課
6	固定的性別役割分担意識等の男女双方の意識改革	性別による役割分担意識や社会制度・慣行（社会通念・習慣・しきたり）にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の見直しにつながるよう啓発を行い、世代や性別を越えた意識改革を図ります。また、町の広報媒体（広報誌、ホームページ）やパンフレット等を活用し、固定的な性別役割分担意識の見直しを図ります。	財政協働課

重点目標 2 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実

[現状と課題]

町民の意識を変え、男女共同参画への関心を高めるには、家庭、学校、社会などにおける教育や学習の果たす役割が重要です。

学校教育においては、小学校及び中学校の家庭科の授業で家事等の生活技術についての内容を性別を問わずすべての児童生徒が学習し、中学校では公民科の授業で男女共同参画について学習しています。また、児童生徒の男女平等意識を育むとともに、性別にとらわれず一人ひとりの個性や多様性を尊重しようとする意識の醸成を図る観点から、令和 2 年 5 月時点ですべての町立小学校及び中学校において男女混合名簿を導入しています。

今後も、性別にとらわれず一人ひとりの個性と能力を尊重するという男女平等意識に基づき、男女共同参画の視点に立った教育を進めることが求められます。学校などにおける人権教育を中心とした男女平等教育の推進、社会教育・生涯学習における男女平等、性的少数者に対する理解促進など、幅広い世代を対象に教育の推進を図る必要があります。

[今後の取り組み]

No.	施策	内容	所管課
1	幼児期における男女共同参画意識の醸成	相手を思いやる気持ちや協力することの大切さなど、就学前の段階から心を育てる教育・保育を行います。また、性別にとらわれない幼児教育・保育を行うなど男女共同参画の視点に立った取り組みを推進します。	学校教育課 こども・保健課
2	学校教育における男女共同参画の推進	共感や思いやりの心を育むとともに、個性を大切にした教育の推進に努め、性別や民族・国籍に関係なく、お互いを認め合う意識の形成を図ります。社会科や家庭科教育などを通じた性別による固定的役割分担意識の解消を推進します。	学校教育課
3	男女共同参画の視点に立ったキャリア教育等の推進	性別にとらわれず、能力や適性で主体的に進路選択できるなど、社会人としての自立を目指した教育を推進します。	学校教育課

No.	施策	内容	所管課
4	教育関係者や保護者への男女共同参画教育と意識啓発の推進	男女共同参画の視点に立った意識や知識を深めるため、教育関係者や保護者に対し、情報提供や研修会、講演会等の充実に努めます。	学校教育課
5	社会教育における男女共同参画の推進	社会教育においても、「人権・男女平等・平和」意識の啓発促進に努め、性別や民族・国籍に関係なく、お互いを認め合う意識の形成を図ります。	社会教育課
6	男女共同参画の視点を踏まえた生涯学習や能力開発の推進	生涯学習において男女共同参画の視点を取り入れ、多様な選択を可能にする教育や能力開発、学習機会の充実に努めます。	社会教育課
7	性的少数者に対する理解の促進	性的少数者に対する理解が進むよう啓発に努めます。	学校教育課 社会教育課

(再掲)

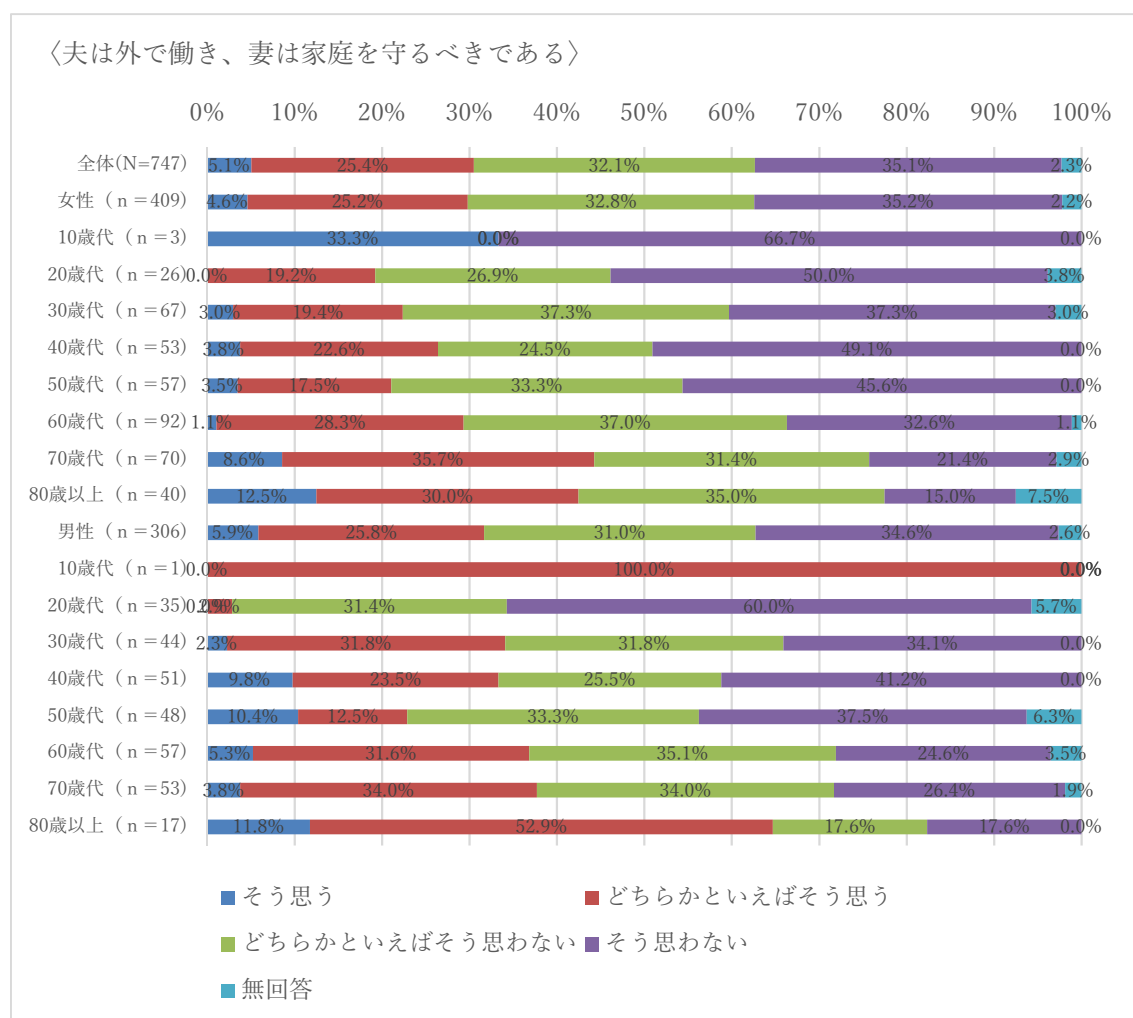
No.	施策	内容	所管課
[1] 1-6	固定的性別役割分担意識等の男女双方の意識改革	性別による役割分担意識や社会制度・慣行(社会通念・習慣・しきたり)にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の見直しにつながるよう啓発を行い、世代や性別を越えた意識改革を図ります。また、町の広報媒体(広報誌、ホームページ)やパンフレット等を活用し、固定的な性別役割分担意識の見直しを図ります。	財政協働課

重点目標3 家庭における男女共同参画の推進

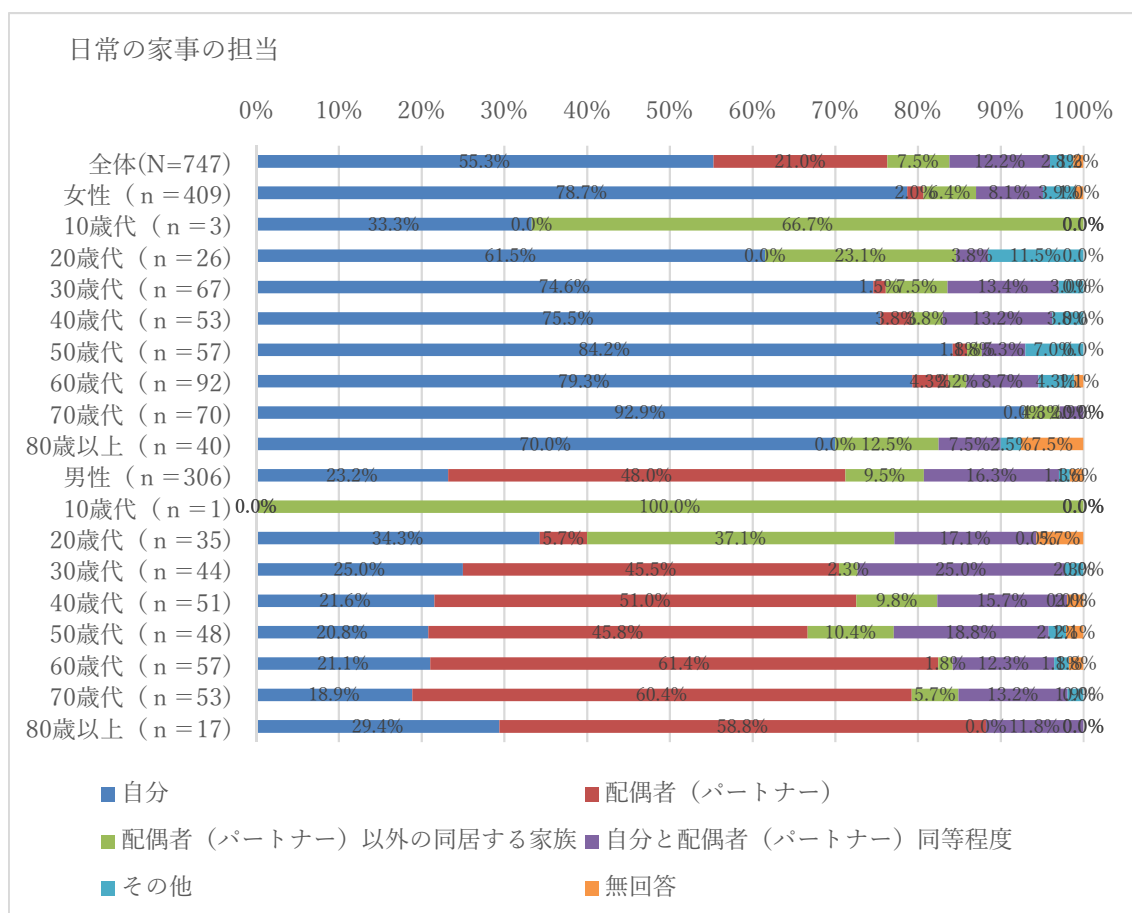
[現状と課題]

家庭における男女共同参画を目的に、家庭教育支援チームによる出前講座や介護予防教室として男のための料理教室を実施しています。また、パンフレット等を庁舎の窓口周辺に配置し啓発を行っていますが、男女共同参画週間に合わせた取り組みを行うなど今後も啓発を強化する必要があります。

調査結果を見ると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意見に賛成する人の割合は30.5%であり、反対する人の割合（67.2%）と比較すると低くなっています。性別でみると、賛成する人の割合は女性が29.8%、男性が31.7%となっており、男性の方が1.9ポイント高くなっています。一方、反対する人の割合は女性が68.0%、男性が65.6%となっており、女性の方が2.4ポイント高くなっています。



「日常の家事の担当」については、女性では「自分」と回答した人の割合が78.7%と最も高く、男性は「配偶者（パートナー）」が48.0%と最も高く、「自分」は23.2%と大きな開きがあります。たとえ概念としての理解が進んでいるとしても、それが日常生活のことになると、意識と行動に乖離が見られるようです。



町民の中にこのような意識がある背景として、固定的性別役割分担意識の問題だけではなく、男性の長時間労働の影響もあるものと考えられます。男性の仕事中心の意識・ライフスタイルを仕事と家庭のバランスのとれたライフスタイルへと転換し、男女が相互に協力し合う関係を築くことが求められます。それは、女性の負担を軽減し、女性の社会参画を促すだけでなく、男女双方のワーク・ライフ・バランスにつながることもなります。

家庭のことを女性だけの役割とせず、男性も、家事、育児、介護などに積極的に関わることが必要です。

[今後の取り組み]

No.	施策	内容	所管課
1	家庭生活への男性の参加を促すための啓発	男女共同参画講座や地域への出前講座などを通して、男性の育児・介護休業の取得や家庭生活への積極的な参加を促します。	財政協働課 こども・保健課 福祉課
2	男性のための料理・介護など実践講座の実施	家庭における男性の生活や自活能力を高めるための料理や介護等の実践講座を実施します。	福祉課
3	男女共同参画に向けた講演会など情報提供の推進	地域社会における男女共同参画の促進に向け、講演会や学習会の情報提供を広く行い、積極的な参加を促進します。また、国や県が主催する講演会や学習会の情報提供もあわせて行います。	財政協働課
4	父親の子育ての推進	母子健康手帳交付や乳幼児健診等の機会を活用し、意識啓発や情報提供を行い、父親の積極的な子育てを推進します。	こども・保健課
5	男性の家事・子育て・介護等への参画推進	家事や子育て、介護における情報や支援制度を周知します。男女共同参画に向けた意識づくりにつながる講座や学習会を開催し、男性の家事等への参画促進を図ります。	財政協働課

(再掲)

No.	施策	内容	所管課
[1] 1-6	固定的性別役割分担意識等の男女双方の意識改革	性別による役割分担意識や社会制度・慣行(社会通念・習慣・しきたり)にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の見直しにつながるよう啓発を行い、世代や性別を越えた意識改革を図ります。また、町の広報媒体(広報誌、ホームページ)やパンフレット等を活用し、固定的な性別役割分担意識の見直しを図ります。	財政協働課

重点目標 4 地域における男女共同参画の推進

〔現状と課題〕

吉野ヶ里町区長会には、これまで女性が1人もいません。吉野ヶ里町女性会は解散し、女性を中心とした団体活動は減少しています。自治会などでの地域活動や各種団体活動においては、女性がリーダーとなって方針決定に関わることが少なく、いまだに固定的な性別役割分担意識が強い状況にあるため、男女共同参画をより推進していく必要があります。

地域社会やさまざまな地域活動における男女共同参画を進めるためには、身近なところから男女の不平等などについて見直し、社会通念やしきたり、慣習などの固定的な性別役割分担意識の是正を図ることが大切です。また、これまで女性の参画が少なかった場においても女性が能力を十分に発揮でき、誰もが自主的に地域活動に参画できる環境づくりが求められます。

〔今後の取り組み〕

No.	施策	内容	所管課
1	男女ともに活躍できる地域づくりに向けた取り組み	誰もが能力を発揮できる環境づくりのために、地域リーダーを中心として、地域での慣行の見直しを推進します。	財政協働課
2	地域の方針決定における女性の意識啓発	女性が知識や経験を生かし、地域の方針決定に積極的に関わることにについて意識啓発を行います。	財政協働課
3	地域活動に参画しやすい環境づくり	地域活動への積極的参加を呼びかけ、誰もが自主的に参画しやすい環境づくりに努めます。	全庁
4	企業等への啓発	企業内で男女共同参画の視点を持った人材を育成し、地域社会において誰もが能力を十分に発揮できるよう町内企業等に対し意識啓発を行います。	財政協働課 産業振興課

(再掲)

No.	施策	内容	所管課
[1] 1-6	固定的性別役割分担意識等の男女双方の意識改革	性別による役割分担意識や社会制度・慣行(社会通念・習慣・しきたり)にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の見直しにつながるよう啓発を行い、世代や性別を越えた意識改革を図ります。また、町の広報媒体(広報誌、ホームページ)やパンフレット等を活用し、固定的な性別役割分担意識の見直しを図ります。	財政協働課

基本方向 2 安全・安心に暮らせる社会づくり

重点目標 1 男女間のあらゆる暴力の根絶【DV被害者支援計画】

〔現状と課題〕

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。DV（ドメスティック・バイオレンス）をはじめとするさまざまな暴力行為は人権侵害につながり、その根絶は男女共同参画社会を実現するにあたり大きな妨げになっています。

DVに関する相談ができる窓口として「女性のための市町巡回相談」を月1回実施していますが、被害者の安心・安全のため専門相談窓口の設置が求められています。また、各課において情報管理を徹底し、要支援措置の住民票や戸籍交付の制限等を行っています。

被害者への適切な対応はもちろんのこと、加害者・被害者ともにそれが暴力であるとの認識がない場合もあることから、DVが暴力であり人権侵害であることについての働きかけなど、暴力のない環境づくりに取り組まなければなりません。また、DV等の暴力は、家庭において行われることが多く被害が見えにくい傾向にあるため、公的相談機関に関する周知・啓発や、地域における支援体制の充実に努める必要があります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりDVが増加傾向にあるといわれ、早急なDV防止対策が求められています。

近年、若い世代においては、交際相手などからの暴力（デートDV・ストーカー行為）も問題となっています。これらの問題に直面した際に、相談できる機関が県内にあることを周知するために、啓発活動を一層進めていく必要があります。

[今後の取り組み]

①男女間のあらゆる暴力の根絶

No.	施策	内容	所管課
1	あらゆる暴力・虐待の根絶のための啓発	人権が尊重され、基本的人権として侵しえないものであることを町の広報媒体（広報誌、ホームページ）等を活用して広報・啓発を推進します。また、人権擁護委員や民生委員・児童委員など地域の関係者と連携をとり、積極的な広報活動を行います。	総務課 財政協働課 こども・保健課 福祉課
2	女性相談窓口の設置及び相談窓口の周知	女性相談窓口を設置し、窓口について相談できる内容や開催日等を一人でも多くの人の目に触れるように、町の広報媒体（広報誌、ホームページ）等を活用して、更なる周知徹底を図ります。	財政協働課 こども・保健課
3	被害者の自立支援	学校、警察、病院など関係機関との連携を図り、被害者の自立支援を行います。	財政協働課 こども・保健課 福祉課

②子どもや若年層に対する取組

No.	施策	内容	所管課
1	子どもや若年層に対する性暴力被害に関する教育の推進	子どもや若年層であっても性暴力を認識し、加害を行わず、被害に遭った場合は被害を認識し、訴えることができるよう低年齢からの教育を推進します。	学校教育課
2	若い世代に対するDV防止教育の推進	将来の被害者や加害者の発生を防止するため、若い世代に対し発達段階に応じたDV防止教育を推進します。DVやデートDVに関する理解を促進するため、出前講座を実施します。	学校教育課
3	児童虐待防止対策の推進	「児童虐待防止推進月間」（11月）と11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」とをあわせて、集中的な広報・啓発活動を実施します。	こども・保健課

No.	施策	内容	所管課
4	子どもの人権についての啓発の充実	子ども一人ひとりの人権が尊重され、自由と自立が阻害されないよう、子どもの人権啓発を学校、人権擁護委員などと連携して推進します。	総務課
5	子育てに関する相談支援	乳幼児健診等の中で、子育てに対する不安や子育てに困難を抱く親への相談対応等を行い、学校・保育園等と連携しながら虐待防止に努めます。	こども・保健課 学校教育課

③啓発・教育による暴力を容認しない社会づくり

No.	施策	内容	所管課
1	町の広報誌による相談機関の掲載・広報活動	広報紙、ホームページ等を活用し、配偶者暴力相談支援センターなどDV相談機関を掲載します。また、DV相談窓口を記載したカード等を町内公共施設等に設置します。	財政協働課
2	暴力の当事者とならないための教育の推進	若い世代の被害者や加害者の発生を防止するため、DVや人権、男女平等に対する正しい理解を進めるためDV防止教育・啓発を実施します。	財政協働課 学校教育課
3	社会教育の場でのDV防止教育の推進	DVや人権、男女平等に対する正しい理解を進めるため、社会教育の場でDV防止教育・啓発を実施します。	社会教育課
4	町職員に対する意識・啓発の実施	DV被害者に二次被害（被害者に対する不適切な対応によって被害者がさらに傷つくこと）を与えることなく適切な支援が行われるよう、町職員を対象としたDV専門知識習得研修会を実施し、相談窓口との連携体制の整備を図ります。	財政協働課 こども・保健課
5	コロナ禍におけるDV防止の啓発	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による新しい生活様式において増加傾向にあるDVを防止するため、啓発を実施し相談窓口を周知します。	財政協働課

④DV被害の通報及び被害者の相談体制づくり

No.	施策	内容	所管課
1	DV被害の通報体制の整備	DV被害を発見しやすい立場にある介護事業所関係者、民生委員・児童委員、医療機関、学校等と連携し、被害者の意思を尊重しながら、警察や県の配偶者暴力相談支援センター等へ通報できる体制づくりに努めます。	財政協働課 こども・保健課 福祉課
2	広報誌、ホームページ等による広報活動	町民による通報や被害者に対し相談窓口などの情報提供をしていただくことが重要であるため、町の様々な広報媒体を活用し幅広く周知を図ります。	財政協働課 こども・保健課 福祉課
3	被害者の相談体制の充実	被害者やその被害に気づいた第三者が、いつでも安心して相談できるよう、関係機関との連携や柔軟かつ継続した支援等、相談体制の充実に努めます。	財政協働課 こども・保健課 福祉課
4	多様な被害者への配慮	被害者が、高齢者、障がいのある人、外国人、男性等であることにより支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応等、それぞれの被害者の状況に応じた配慮に努めます。	財政協働課 こども・保健課 福祉課
5	庁舎内の連携	被害者に関係のある部署の担当者と連携をとり、情報交換や二次被害の防止等、DVへの理解を拡げる研修を行います。特に、県が作成した「DV被害者対応マニュアル」や「県内共通相談シート」等を活用することにより情報の共有化や二次被害の防止に努めます。	財政協働課 こども・保健課 福祉課

⑤保護・自立における支援体制

No.	施策	内容	所管課
1	県の配偶者暴力相談支援センター等との連携	被害者の緊急保護が必要なときは、一時保護が行われるまでの間、かくまうための適当な避難場所の確保に努めます。また、被害者の緊急保護などの安全確保の際に、加害者が訪れて、危害を加えるおそれが高い場合には、警察と連携して対応するなどの体制の整備を推進します。	財政協働課 こども・保健課 福祉課
2	一時的な避難場所の確保	被害者やその家族、支援者からの通報があった場合、警察、医療機関その他関係機関との連携を図り、被害者が安全に避難できるよう支援する体制づくりに努めます。また、被害者の一時保護が決定した場合には、一時保護所までの同行支援ができるよう体制の整備に努めます。保護された被害者が、医療機関で受診する場合には、加害者に発見されないよう診察時間や待合場所などに配慮するよう医療機関に働きかけます。また、自ら医療機関を受診した被害者に、配偶者暴力相談支援センター等の情報を伝え、必要により一時保護など、円滑な支援を行うよう医療機関等への協力を求めます。	財政協働課 こども・保健課 福祉課
3	生活再建へ向けた支援の実施	生活保護の適用、母子生活支援施設における保護の実施、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付制度など被害者にとって利用可能な福祉制度等についての情報を提供し、自立を支援します。 町営住宅に入居を希望する場合は適宜相談を受け付けます。	こども・保健課 福祉課 建設事業課

⑥被害者の安全・安心に配慮した支援体制

No.	施策	内容	所管課
1	「ワンストップサービス方式」の導入	被害者の負担の軽減及び二次被害の防止を図るため、被害者が1カ所で必要な申請手続き等を行うことができる「ワンストップサービス方式」の導入を推進します。	こども・保健課 福祉課
2	住民基本台帳の閲覧制限	D V加害者の追及を抑止するため、被害者の申し出により、被害者の住民基本台帳の閲覧の制限を行います。	住民課
3	継続的な支援体制の整備	被害者の状況に応じて、保育園や母子生活支援施設への入所、生活保護の実施、母子寡婦福祉施策の活用等、福祉や雇用等の各種制度を十分に活用するよう自立に向けた継続的な支援体制の整備を推進します。	こども・保健課 福祉課
4	自立のための心とからだのケアの充実	心のケアが必要な被害者に対しては、医療機関や精神科医、カウンセラー等との連携に努め、継続した相談、町、保健福祉事務所及び児童相談所等の関係機関の連携による見守りや関わりなどの支援に努めます。	こども・保健課 福祉課
5	苦情処理の対応	被害者の支援に係る職員の職務の執行に関して、被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申出人に対し、説明を行います。	財政協働課 こども・保健課 福祉課
6	町職員に対する定期的な研修の実施	町内関係機関の担当者がD Vの基礎知識や被害者への対応、関係機関の役割などを十分に理解し、二次被害を防止するため、町職員に対する定期的な研修を行います。	財政協働課

No.	施策	内容	所管課
7	「佐賀県DV被害者対応マニュアル」「県内共通相談シート」等の活用	町内関係機関の担当者がDVの基礎知識や被害者への対応、関係機関の役割などを十分に理解し、二次被害を防止するため「佐賀県DV被害者対応マニュアル」を活用するとともに被害者の負担を軽減するため「県内共通相談シート」等の活用を推進します。	財政協働課 こども・保健課 福祉課
8	転出先の市町村との連携	被害者が他の市町村への転出を希望した場合には、被害者の転出が円滑に行えるよう、転出先の市町村との連携に努めます。	住民課 こども・保健課 福祉課 財政協働課
9	学校、保育園等の関係者への研修	子どもを通してDVを発見した場合の連絡・通報体制の整備を図ります。子どもの保護命令が発せられた場合に適切な対応ができるよう、関係者への研修等を通して連携の強化を図ります。	学校教育課 こども・保健課 福祉課
10	医師会及び医療機関通報体制の整備	医師会及び医療機関に対し、被害者を発見した場合の通報体制の整備について、協力を求めています。	財政協働課 こども・保健課
11	警察への通報体制の整備と情報管理	加害者が被害者を探して、町を訪れた場合に備えて、警察に迅速に通報できるよう体制の整備を図ります。また、被害者の情報が加害者に漏れないよう、被害者情報保護の徹底を図ります。	財政協働課 こども・保健課 福祉課 住民課
12	妊産婦・乳幼児等の被害者の健康づくりに関する支援	妊産婦・乳幼児等の被害者に対して、健診や予防接種等が適切に受けられるよう、支援します。	こども・保健課
13	子どもの就学・保育等の受入体制の整備	転入した被害者の子どもが、円滑に就学や保育ができるよう受入体制の整備を推進します。また、被害者の転出先や居住地等の情報を適切に管理する体制整備を推進します。	学校教育課 こども・保健課

重点目標 2 生涯を通じた男女の健康支援

〔現状と課題〕

本町では、学校教育において子どもの発達段階に応じた性教育や健康維持に関する授業を行い、性の理解と尊重などについて学ぶ機会を設けています。子どもの心身の健やかな成長と、生涯を通じての健康づくりの基盤を形成するためにも、家庭、学校、地域などが連携して性教育や健康教育をさらに充実させる必要があります。男女がお互いの身体的特徴を十分に理解し、お互いの性を尊重することができるよう、身体や性に関する正しい知識の普及・啓発を進めることが求められます。

また、住民それぞれが自身の健康管理とライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組むことができるよう、健康に関する適切な知識・情報の提供や疾病予防など健康づくりのための支援が必要です。現在、乳幼児健診等での育児相談や、保健師や栄養士による定期健康相談、各種がん検診等を実施しています。年代や性別によって異なる健康上の問題に直面することがあり、性別特有の疾病にかかる危険性もあることから、こうした問題の重要性について十分に理解し、認識を深めるとともに、各種がん検診などの受診勧奨を行うことが大切です。

〔今後の取り組み〕

No.	施策	内容	所管課
1	生涯にわたる健康の保持・増進	男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、ライフステージに応じた適切な健康診断等の受診を促進し、健康の保持・増進を図ります。	こども・保健課
2	学校教育における性教育の推進	学校教育において、児童・生徒が発達段階に応じた性知識・生命の尊厳や男女平等意識、性に関して自ら考え判断する力を身につけることができるよう性教育を推進します。	学校教育課
3	若年層に対する健康教育の推進	生涯の心身の健康基盤を形成する重要な時期である 10 歳代～20 歳代の健康教育を推進し、保健の充実を図ります。	こども・保健課 学校教育課
4	更年期における包括的支援の推進	更年期以降に発生する健康問題や疾患に対応した包括的支援を推進します。	こども・保健課

No.	施策	内容	所管課
5	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する講座・学習会の開催	男女共同参画関連講座や女性の健康教育を通して、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を周知します。	財政協働課 こども・保健課
6	妊娠・出産・子育て期における女性の支援体制の充実（子育て包括支援センター）	母子健康手帳の交付や妊婦・乳幼児健診等のあらゆる機会をとらえ、母子保健情報を収集、提供し、早期に不安や悩みを把握し解決を図ります。	こども・保健課
7	各種検診の受診促進	予防医療への関心を高め、特定健診をはじめとして、各種検診の受診率向上に努めます。	こども・保健課
8	性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策	性差に応じたがん検診（乳がん、子宮がん、前立腺がん）や心身の健康維持支援及び生活習慣病の予防を進めていきます。	こども・保健課
9	健康教育と健康相談の実施	公民館等を活用して各地区における健康教育と、それに伴う健康相談を実施します。健康相談については、健康福祉センターで随時実施します。	こども・保健課 福祉課
10	食生活の改善による健康の支援	肥満防止等、健康増進のため、町民への食生活改善の普及啓発を図ります。	こども・保健課
11	スポーツによる健康づくりの支援	体育協会など各種スポーツ関係団体と連携し、各年齢層のだれもが、いつでも、どこでも参加できるよう多様なスポーツの機会を提供し、スポーツ人口の増加を図って町民の健康づくりを支援します。	社会教育課

重点目標３ 生活に困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境づくり

[現状と課題]

単身世帯やひとり親世帯の増加、世帯人員の減少等の家族構成の変化、雇用・就業をめぐる変化、国際結婚や外国人労働者など定住外国人の増加等の国際化の進展、新型コロナウイルス感染症拡大の影響など、様々な社会経済の変化の中で、経済困難や社会的孤立などの「生活困難」を抱える層が多様化し、増加しています。

町内においては、ひとり親世帯は 2.28%と県平均よりも高い割合となっており、特に母子世帯の増加が目立ちます。また、生活保護世帯数も増加傾向にあります。

外国人住民は町の人口の約 1.2%を占め、その多くは技能実習生です。言葉や文化、宗教の違い、就労における問題などから、地域において様々な生活困難を抱えることもあり、周囲のサポートが必要です。

特に、女性は妊娠・出産、離婚などのライフイベントの影響、就業構造、DV被害の影響等により生活困難に陥りやすい状況にあり、他にも、貧困、高齢、障がいなど様々な原因から生活困難に直面することがあります。また、今後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済困難等の生活に困難を抱える人が増加することが予測されます。

このような生活困難の問題について、男女共同参画の視点に立った施策の推進が求められます。

[今後の取り組み]

No.	施策	内容	所管課
1	相談業務の周知	民生委員・児童委員、佐賀県母子相談員等による各相談業務の周知を図り、相談しやすい体制づくりに努めます。	こども・保健課 福祉課
2	ひとり親家庭等への経済的支援	児童扶養手当支給（母子及び父子家庭等）や医療費助成を行うとともに、生活福祉資金貸付制度を周知し、ひとり親家庭等の経済支援を図ります。	こども・保健課
3	ひとり親家庭等への家事や保育サービスの提供	一時的に家事や保育のサービスが必要な場合に県と連携して「家庭生活支援員」を派遣し、ひとり親家庭等の生活の安定に向け支援を行います。	こども・保健課

No.	施策	内容	所管課
4	高齢者が安心して生活できる環境づくり	社会的孤立の防止に資するため、高齢者が安全・安心かつ豊かに暮らせるコミュニティづくりを推進します。	福祉課
5	高齢者や障がいのある人等、誰もが安全に利用できる施設の整備促進	バリアフリーの視点に立った公共施設の点検見直しによる整備と、民間における施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進への理解促進を図り、誰もが安全に利用できる施設の整備促進に努めます。	財政協働課 福祉課
6	障がい者が自立して生活できる環境の整備促進	障がいのある人が楽しく生きがいを持って生活でき、就労等で自立した暮らしができるよう支援します。	福祉課
7	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援	貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくりを推進するため、町営住宅に入居を希望する場合は適宜相談を受け付けます。	建設事業課
8	外国人が安心して生活できる環境づくり	地域において多様性を尊重し、外国人も安全・安心に暮らせるコミュニティづくりを推進します。	財政協働課
9	就業等の自立支援	能力向上のための学習機会や情報を提供します。また出産や育児などで離職した人が安心して再就職できるように情報を提供します。	財政協働課 産業振興課
10	国際規範・基準の浸透	男女共同参画に関連する国際規範・基準について様々な機会を通して周知を図ります。	財政協働課
11	多様性を尊重する意識醸成	社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資するよう、人権教育・啓発等を推進します。	財政協働課 社会教育課

重点目標 4 防災・災害対策における男女共同参画の推進 (女性視点を反映させた防災力向上)

[現状と課題]

災害発生時には、誰もが被害を受ける可能性があり、地域社会において性別・年齢の区別なく男女共同参画の視点に立った対応が必要です。男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズなど年代や環境に応じた災害用備蓄品の準備が必要であり、避難所の運営や被災者支援においては誰もが安全・安心に過ごせるように男女双方の視点に配慮することが求められます。

当町では、水防警戒班全 16 班（8 班×2 地域）に女性職員を数名入れて、女性視点にも配慮した避難所運営に努めています。

また、高齢化や単身世帯の増加等により、地域コミュニティの機能強化も課題となっています。今後、一層地域における様々なニーズに対応できる防災・災害対策等の活動を推進するために、女性の積極的な参画を促進します。

[今後の取り組み]

No.	施策	内容	所管課
1	防災分野における政策・方針決定過程等に女性の参画の拡大	町の防災会議に女性委員等の参画を拡大します。また、自主防災組織の構成員に女性を配置するよう地域に呼びかけます。	総務課
2	防災対策、避難所運営、相談支援などに女性の視点の確保	防災用物資の備蓄、避難計画等の検討に女性の参画を推進します。また、女性消防団員の確保に努め、防災対策における女性の活躍を推進します。避難所の運営や被災者支援等においては、男女でニーズの違いがあるため、避難所の運営、相談支援の担当責任者に女性を配置する等、男女双方の視点に配慮するよう努めます。	総務課 福祉課
3	男女のニーズの違いを踏まえた災害対応に関する職員の理解促進	災害発生時には全職員が対応することが必要となるため、各種会議、研修等あらゆる場と機会を活用し、男女のニーズの違いを踏まえた災害対応について職員の理解を深めます。	総務課

No.	施策	内容	所管課
4	男女のニーズの違いに配慮した物資の備蓄	男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮し、女性用品、乳幼児用品等の物資について、備蓄や物資供給の協定等により、一定程度の確保に努めます。	総務課
5	町民に対する備蓄の必要性の周知徹底	女性用品や乳幼児用品等の個々人によってニーズが異なる食料、生活必需品等については、各人における備蓄の必要性を周知します。	総務課
6	男女のニーズの違いを踏まえた災害対応についての啓発	男女のニーズの違いを踏まえた災害対応について、参画型・体験型の学習機会を提供するなどして、性別、年齢等にかかわらず、多様な住民が自主的に考える機会を設けます。	総務課
7	防災訓練の定期的な実施	平日昼間、夜間、休日等様々な条件を想定し、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校等や、企業、自主防災組織等と連携し、男女が参画した防災訓練を定期的に実施します。また、訓練においては、特定の活動が性別や年齢等により役割を固定化することがないように十分留意します。	総務課
8	自主防災組織における女性リーダーの育成	自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、佐賀県地域防災リーダー養成講座への女性の受講を促進することで女性リーダーの育成を図ります。	総務課
9	女性消防団員が能力を発揮できる環境の整備	消防団活動の担い手として重要な役割を果たす女性消防団員について、女性の能力が発揮できるよう環境整備を行います。	総務課
10	「防災・復興ガイドライン」の活用	「防災基本計画」、「避難所運営ガイドライン」、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」等の活用を徹底します。	総務課 財政協働課

基本方向 3 女性が活躍し、男女が共に参画する社会づくり

重点目標 1 女性の活躍推進と男女の意識改革・行動変革【女性の活躍推進計画】

〔現状と課題〕

少子高齢化が進行する中で、人口動態や経済環境により、女性の労働力が必要とされており、本町においても女性の就業率は高いことから、男女がともに仕事、家庭生活、地域生活など、さまざまな活動を自らの希望に沿って展開できる社会の実現が望まれます。「男女雇用機会均等法」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」などの改正による法整備が進んだものの、女性が出産や育児を経験した後に、多様な働き方を選択できず、賃金・待遇・管理職への登用等、女性を取り巻く就業の課題が依然として存在しており、雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的な性別役割分担意識の解消、長時間労働の削減によるワーク・ライフ・バランスの推進など、関係する様々な取り組みが必要です。

〔今後の取り組み〕

No.	施策	内容	所管課
1	女性リーダーの育成	地域活動において女性の積極的な参加と女性の意見の反映を促進するため、研修や学習会を実施し、地域役員等においても女性の割合が高まるよう啓発活動に努めます。	財政協働課
2	町職員研修会の実施	男女共同参画の理解を深め意識改革を図るため、町職員に対し、職員研修を実施するとともに、国・県、市民団体等が主催する講演会や研修、イベントの周知と積極的参加を呼びかけます。	財政協働課
3	女性職員の登用促進	職場における女性の採用拡大や、女性の管理職への登用等、積極的な改善措置の周知及び取り組みへの働きかけを行います。	総務課

No.	施策	内容	所管課
4	男女共同参画推進市民団体の育成・支援	男女共同参画社会を推進するため、市民団体等の育成・支援を継続的行っていきます。	財政協働課
5	積極的に参画できる環境づくり	性別による役割分担意識や慣行（社会通念・習慣・しきたり）については、男女の相互理解のもと、それぞれの個性を発揮しながら、男女が対等な立場で意思表示や意思決定をし、責任分担等を目指せるよう啓発に努め、女性自ら積極的に参画できる環境づくりに努めます。	財政協働課
6	女性の就労・能力開発のための支援	女性のエンパワーメント（能力開化）のための学習機会や情報を提供します。また出産や育児などで、離職した人が安心して再就職できるように情報を提供します。また、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力に応じた職員配置、女性の管理職登用に努めます。	財政協働課 産業振興課
7	「家族経営協定」締結等の推進	農業の家族従事者の労働条件が改善されるよう「家族経営協定」の締結を推進します。家族が共に生きがいを持って働き、生活できるよう就業条件の整備や環境の整備などの推進を図ります。	産業振興課
8	起業・創業者に対する支援	起業を目指す女性に対して、起業に関する知識・手法に関する情報や学習機会の提供など、支援の充実を図ります。	産業振興課
9	新たな世代の商業者に対する支援	E C（ネット通販）を含む新規出店や、I C Tを活用した販売促進に積極的にチャレンジする若者や女性商業者を中心とした新たな世代の商業者への支援を行います。	産業振興課

No.	施策	内容	所管課
10	意欲ある女性職員の積極的な登用推進	本町の「人材育成基本方針」に掲げる各施策等の積極的活用・推進による意欲ある女性職員の積極的な登用の推進を図ります。	総務課
11	各種ハラスメント対策の推進	セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等、企業におけるさまざまなハラスメントを防止するため、関係法令等の周知と遵守のための啓発に努めます。	財政協働課 産業振興課

(再掲)

No.	施策	内容	所管課
[1] 1-6	固定的性別役割分担意識等の男女双方の意識改革	性別による役割分担意識や社会制度・慣行(社会通念・習慣・しきたり)にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の見直しにつながるよう啓発を行い、世代や性別を越えた意識改革を図ります。また、町の広報媒体(広報誌、ホームページ)やパンフレット等を活用し、固定的な性別役割分担意識の見直しを図ります。	財政協働課
[1] 3-5	男性の家事・子育て・介護等への参画促進	家事や子育て、介護における情報や支援制度を周知します。男女共同参画に向けた意識づくりにつながる講座や学習会を開催し、男性の家事等への参画促進を図っていきます。	財政協働課
[2] 4-8	自主防災組織における女性リーダーの育成	自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、佐賀県地域防災リーダー養成講座への女性の受講を促進することで女性リーダーの育成を図ります。	総務課

重点目標 2 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

[現状と課題]

男女共同参画社会の形成にあたっては、政策・方針決定過程への女性の参画が重要です。

本町では、目標値 40% に対し、令和 2 年 4 月 1 日現在の審議会等における女性委員の割合は 22.0% となっています。これまで達成できなかった原因として、各課において女性登用に対する意識が低かったこと、審議会等の構成団体に女性が少ないこと、意欲的な女性委員候補者が見つからなかったこと等が考えられます。

今後は、町政のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させる取り組みや地域において女性の積極的な参画を促進する取り組みが必要です。これまで男性が委員になることが多かった分野でも審議会等の委員の選出方法の見直しや公募の拡大等を行い、あらゆる分野での女性の参画を推進します。

また、企業や団体・機関等の代表者らへの女性登用に対する意識向上が求められます。政策・方針決定過程へ意欲的に参画する女性人材の育成と活用に取り組みます。

[今後の取り組み]

No.	施策	内容	所管課
1	審議会委員の登用率の向上	各種審議会、委員会等における委員の選出方法の見直しや公募の拡大等により、女性委員の登用を促進します。	財政協働課
2	農林業及び商工業など自営業における女性参画の推進	農業団体や商工会等と連携して、女性の農林業・商工業への主体的参画と職業能力の向上のための研修会や女性のエンパワメントを目的とした学習会を開催し、女性リーダーや女性起業家の更なる育成に努めます。	産業振興課
3	地域への女性参画の推進	地域活動団体等における代表者や役職者等の企画決定の場への女性の参画促進を行います。	財政協働課

(再掲)

No.	施策	内容	所管課
[1] 1-6	固定的性別役割分担意識等の男女双方の意識改革	性別による役割分担意識や社会制度・慣行(社会通念・習慣・しきたり)にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の見直しにつながるよう啓発を行い、世代や性別を越えた意識改革を図ります。また、町の広報媒体(広報誌、ホームページ)やパンフレット等を活用し、固定的な性別役割分担意識の見直しを図ります。	財政協働課
[2] 4-1	防災分野における政策・方針決定過程等に女性の参画の拡大	町の防災会議に女性委員等の参画を拡大します。また、自主防災組織の構成員に女性を配置するよう地域に呼びかけます。	総務課

重点目標３ 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

〔現状と課題〕

平成 28 年 3 月に男女雇用機会均等法を改正する法律等が公布され、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設されるなど、職場における男女の均等な機会と待遇の確保などの条件整備は進みつつあります。調査結果でも、「女性は職業をもたない方がよい」(0.4%)、「結婚するまでは職業をもち、あとはもたない方がよい」(1.1%)、「子どもができるまで職業をもち、あとはもたない方がよい」(2.1%) は極めて少数意見になっており、女性が就労を通じて社会に貢献することに対しては概ね肯定的に捉えられていることがわかります。「子どもができたら職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再びもつ方がよい」と考える人の割合は、男性が 41.8%であるのに対して女性は 41.1%であり、あまり性差がありません。女性が結婚後、出産後も就業を継続するために必要なこととしては、「配偶者（パートナー）の理解や家事・育児などへの協力」が 62.5%と最も高く、男女ともに仕事と家庭の両立のためには双方の協力が必要との認識があることがわかります。

本町では、子育て中の保護者が安心して働けるように、病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業、延長保育事業や一時預かり事業、学童保育など、子育てしやすい環境づくりに努めています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により働き方や生活様式が多様に変化しています。人との関わり方や距離感に課題があるものの、複雑化、多様化する地域課題を解決するためには、今後も地域の主体的な活動を促進し、町民と行政が一体となり施策を展開していくことが不可欠です。

[今後の取り組み]

①家庭生活に関する支援

No.	施策	内容	所管課
1	子育て支援事業等を活用した子育て支援の充実	多様なライフスタイルに対応した、保育サービスの充実など、子育て支援策の充実に努めます。男女が共に働き続けるため、子ども・子育て支援事業計画に基づき、一時預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後時保育などを行います。	こども・保健課
2	放課後児童対策（学童保育）の実施	昼間、家庭に保護者が不在の児童（小学校1年生～6年生）に対する学童保育の充実を図ります。	社会教育課
3	既存事業の活用と男性の参画促進	ファミリー・サポート・センター事業や放課後児童クラブ等の既存事業において、男性の参画促進を図ります。	こども・保健課
4	男性の育児休業取得に関する制度や情報の提供	企業や事務所に対し、男性の育児休業取得に関する制度や情報を提供し、男性の育児休業取得の促進に努めます。	財政協働課 産業振興課
5	地域包括支援センターを活用した介護支援の充実	介護は性別や年齢に関係なく、家族全員、社会全体で行うという意識のもと、高齢者等の介護サービスや介護予防相談及び介護予防教室を開催し、意識の啓発と介護者の負担軽減を更に強化します。また、在宅介護・福祉サービスの周知と介護予防事業の実施を一層推進します。	福祉課

②仕事に関する支援

No.	施策	内容	所管課
1	企業への情報の提供 など啓発活動	町内企業に対し、職場における固定的な性別役割分担意識の解消への啓発や労働時間等設定改善法に基づく労働時間短縮や男性職員の育児休業が図られるよう、町の広報媒体（広報誌、ホームページ）やパンフレット等を活用し、普及・啓発に努めます。	産業振興課
2	労働条件改善のための 環境整備の促進	町の広報媒体（広報誌、ホームページ）等を活用し、関係する法律などの情報提供を行います。	産業振興課
3	職場における暴力の 根絶	町の広報媒体（広報誌、ホームページ）やパンフレット等を活用し、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの防止に向けた啓発活動を行います。また、対応策や相談窓口についての情報提供などに努めます。	財政協働課
4	コロナ禍において多 様化する働き方に関 する情報提供	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による新しい生活様式において、多様化する働き方やそれに関連するセミナー等について情報提供を行います。	財政協働課 産業振興課

（再掲）

No.	施策	内容	所管課
[3] 1-6	女性の就労・能力開発 のための支援	女性のエンパワーメント（能力開化）のための、学習機会や情報を提供します。また出産や育児などで、離職した人が安心して再就職できるように情報を提供します。また、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力に応じた職員配置、女性の管理職登用に努めます。	財政協働課 産業振興課

③仕事と家庭・地域生活全般に係る支援

No.	施策	内容	所管課
1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の観点から、長時間労働の見直しや育児休業・介護休業など、休暇が取りやすい職場環境と労働時間短縮の促進に向けて、町内企業への働きかけを促進します。	財政協働課

（再掲）

No.	施策	内容	所管課
[1] 1-6	固定的性別役割分担意識等の男女双方の意識改革	性別による役割分担意識や社会制度・慣行（社会通念・習慣・しきたり）にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の見直しにつながるよう啓発を行い、世代や性別を越えた意識改革を図ります。また、町の広報媒体（広報誌、ホームページ）やパンフレット等を活用し、固定的な性別役割分担意識の見直しを図ります。	財政協働課
[3] 2-3	地域への女性参画の推進	地域活動団体等における代表者や役職者等の企画決定の場への女性の参画促進を行います。	財政協働課

基本方向 4 男女共同参画推進体制の整備・強化

重点目標 1 推進体制の整備

〔現状と課題〕

男女共同参画社会の実現を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえた上で、あらゆる分野での取り組みを展開することが重要であり、総合的かつ計画的に施策の推進を図ることが必要です。計画の推進体制が効果的に機能するよう、関係各課は男女共同参画関連施策について積極的に関与、推進に努め、当該施策について男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を把握し、それぞれの施策において直接または間接的に男女共同参画の視点を反映させるように努める必要があります。

また、男女共同参画の推進には、各課の総合的かつ横断的な取り組みが必要なことへの認識を深め、連携、協力しながら推進していくことが大切です。各課がそれぞれの施策において男女共同参画を意識して取り組むよう意識啓発を行い、計画が着実に推進できる体制づくりを行います。そして、必要に応じて国や県、関係機関との連携を図り、効果的に男女共同参画を推進します。

〔今後の取り組み〕

No.	施策	内容	所管課
1	庁内各課の役割の強化	関係各課は、男女共同参画関連施策について積極的に関与、推進に努め、当該施策について男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を把握し、それぞれの施策において、直接または間接的に男女共同参画の視点を反映させるように努めます。	全庁
2	男女共同参画推進員の設置	各課に男女共同参画推進員を設置し、各施策において男女共同参画の視点を反映させ、各課の男女共同参画関連施策の推進を図ります。	全庁
3	庁内各課の連携	各課の総合的かつ横断的な取り組みが必要なことへの認識を深め、連携、協力しながら推進を図ります。	全庁

No.	施策	内容	所管課
4	各種団体との連携	関係団体・機関、企業等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが必要であるため、各種団体等との連携・協働のもと男女共同参画の推進に取り組みます。	財政協働課
5	国・県・関係機関との連携	総合的かつ効果的な男女共同参画の推進を図るため、国や県、近隣自治体、佐賀県立男女共同参画センター（アバンセ）との連携を図ります。	財政協働課

重点目標 2 計画の進行管理

〔現状と課題〕

これまで本町においては、計画の進行管理がなされていなかったことから、男女共同参画関連施策の成果に偏りがありました。本計画を実効性のあるものにするため、進捗管理のための会議を設置し、具体的施策や目標値の進捗状況について調査・点検し、課題の検討や計画の進行管理を行います。

また、社会情勢の変化等を踏まえ必要な見直しを行い、本町における男女共同参画のさらなる推進を図ります。

〔今後の取り組み〕

No.	施策	内容	所管課
1	計画の周知	町の広報媒体（広報誌、ホームページ）等を活用し、本計画について周知を図ります。	財政協働課
2	進行管理・見直し	各課にヒアリング等を行い、具体的施策や目標値の進捗状況について調査・点検し、課題の検討や計画の進行管理を行います。	財政協働課
3	進捗管理のための会議の設置	計画の進捗管理等をする外部委員による会議を設置し、男女共同参画の推進を図ります。	財政協働課
4	庁内委員会の設置	副町長を委員長とした庁内委員会を設置して計画の進捗管理等を行い、男女共同参画の推進を図ります。	財政協働課

第5章 数値目標一覧

No.	指標	(参考) 平成22年度	令和2年度	令和7年度	所管課
			現状値	目標値	
1	性別によって役割を固定する考え方に反対する町民の割合	62.8%	67.2%	75.0%	財政協働課
2	広報媒体への男女共同参画関係記事の掲載回数	年4回	年1回	年4回	財政協働課
3	町内小中学校各校における暴力被害に関する教育・性に関する教育（授業・講座等）の実施回数	1回	1～2回	3回	学校教育課
4	社会教育の場における男女共同参画関係の講座・セミナー等の開催回数	7回	6回	8回	社会教育課
5	吉野ヶ里町消防団における女性消防団員数	21人	23人	39人	総務課
6	庁内の管理職に占める女性の割合	8%	13%	20%	総務課
7	町の審議会等における女性委員の割合	22.5%	22%	40%	財政協働課
8	町の審議会等において、構成員に女性委員がいる審議会等の割合	81.8%	75%	100%	財政協働課
9	ファミリー・サポート・センター登録者数	—	101人	130人	こども・保健課
10	利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業利用者数 (ノイエ、くるみっこ、三田川児童館)	—	28,829人	32,900人	こども・保健課

参考資料

1.吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定委員会 名簿（任期：令和2年9月1日～）

	氏名	所属等
委員長	上野 景三	公的機関関係者 [佐賀県立男女共同参画センター 事業統括]
副委員長	大隈 登美子	農業関係者 [JA さが神埼地区女性部 理事]
委員	八谷 強	吉野ヶ里町区長会 [吉田地区区長]
委員	原 久美子	吉野ヶ里町商工会女性部 [理事]
委員	野村 裕彦	町内企業の代表者 [田中電子工業株式会社 経営管理部副部長]
委員	中島 悦子	民生委員児童委員
委員	豊留 和則	人権擁護委員
委員	大石 達弘	公的機関関係者 [町立中学校校長(東脊振中学校)]
委員	大隈 敏子	識見を有する者 [吉野ヶ里町ひとり親寡婦福祉会 会長]
委員	御領原 美代子	識見を有する者 [特定非営利活動法人佐賀県放課後児童クラブ連絡会]

2.吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定庁内委員会 名簿

課名	氏名	役職
財政協働課	徳安 信之	課長
総務課	山本 和博	課長
まち未来課	川原 憲光	課長
住民課	多伊良 豊剛	課長
税務課	中島 祐二	課長
福祉課	多良 和孝	課長
吉野ヶ里保育園	古川 真	園長(参事)
こども・保健課	福成 浩一	課長
産業振興課	前山 章	課長
建設事業課	三島 幸夫	課長
会計課	福光 淳子	課長
議会事務局	中島 嘉孝	課長
学校教育課	筒井 秀勝	課長
社会教育課	伊東 康成	課長
東脊振幼稚園	三好 千春	園長(参事)

3.吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定の経緯

期日	内容
令和2年8月27日～ 9月18日	「男女共同参画社会の実現に向けた吉野ヶ里町民意識調査」実施
令和2年8月31日	第1回吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定庁内委員会 ・「吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」の改定について ・「第2次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」の基本理念・基本方向・重点目標（案）について ・依頼事項〔第1次計画（平成23年度～平成32年度）における「各課の取り組み」の評価、第2次計画（令和3年度～令和7年度）における「各課の取り組み」の検討、町職員意識調査〕
令和2年9月1日	第1回吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定委員会 ・委嘱状交付 ・委員長・副委員長選出 ・「吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」の改定について ・「第2次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」の基本理念・基本方向・重点目標（案）について
令和2年10月12日 ～10月20日	「男女共同参画社会の実現に向けた吉野ヶ里町町職員意識調査」実施
令和2年10月27日	第2回吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定委員会 ・「吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」の評価について ・男女共同参画社会づくりのための吉野ヶ里町民意識調査の結果について ・「第2次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」（案）について
令和2年11月24日	第3回吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定委員会 ・「第2次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」（案）について ・「第2次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」（案）の愛称について
令和2年11月26日	第2回吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定庁内委員会 ・第2次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画（案）について ・今後のスケジュールについて ・依頼事項〔第2次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画（案）第4章の内容確認〕

令和 2 年 12 月 24 日 ～令和 3 年 1 月 14 日	パブリックコメント
令和 3 年 2 月 5 日	第 4 回吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定委員会 ・「第 2 次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」(案) のパブリック コメント結果について ・第 2 次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画 (案) について ・令和 3 年度以降の「進捗管理のための会議」の設置について

4.用語解説

●M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

●エンパワーメント

力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

●家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

●固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

●ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

●性的少数者

身体や染色体において男女両方の特徴を併せ持つなど中間的な性別の人、身体上の性別と心の性別が異なる性別違和の人、恋愛感情や性的意識が同性や両性に向かう人などをいう。

●デート DV

恋人間で起こる暴力のこと。

●DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人などの親しい人間関係にあるパートナーからの暴力。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉等による精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などがある。

●ハラスメント

相手に対して行われる「嫌がらせ」のこと。地位や権力などを背景に相手に嫌がらせを行うパワー・ハラスメントや、男女問わず性的な嫌がらせを行うセクシャル・ハラスメント、研究教育の場における権力を利用したアカデミック・ハラスメント、妊娠・出産・育児を機会に職場において、精神的・肉体的な嫌がらせや給料の減給、不当解雇、雇い止め、内定取り消しなどの扱いをするマタニティ・ハラスメントなど、様々な種類のハラスメントがある。

●バリアフリー

高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方のこと。

●ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

●ワーク・ライフ・バランス

男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取りながら展開できる状態のこと。ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会である。

●ワンストップサービス

複数の手続きを一つの窓口で行えるようにすること。

第 2 次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画

(DV 被害者支援計画・女性の活躍推進計画を含む)

令和 3 年 3 月

発行 吉野ヶ里町財政協働課

〒842-8501 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田 321 番地 2

TEL : 0952-37-0331 FAX : 0952-52-6189